

## 監査結果公表第1号

### 定期監査結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査（財務監査・行政監査）を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表する。

令和 4年 3月 11日

四日市市監査委員	加 藤 光
同	廣 田 正文
同	荒 木 美幸
同	谷 口 周司

## 目 次

### 監 査 対 象

会計管理室 .....	1
市民文化部 .....	6
地区市民センター（6センター）	
こども未来部 .....	14
保育園（4園）    幼稚園・こども園（6園）	
教育委員会 .....	25
小学校（10校）    中学校（5校）	
健康福祉部 .....	34
健康福祉課    保護課    高齢福祉課    介護保険課    障害福祉課    健康づくり課 保険年金課    保健予防課    衛生指導課    食品衛生検査所	
政策推進部 .....	92
新型コロナウイルス感染症対策室	

# 会計管理室

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
  - 対象部局 会計管理室
  - 対象年度 令和2年度
  - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
  - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
  - 監査期間 令和3年9月29日

### 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

## 第2 監査対象の概要

会計管理室の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

### 【会計管理室】

会計管理室 職員3人  出納係 職員5人 再任用1人 会計年度任用3人	(1) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関する事
	こと。
	(2) 小切手の振出しに関する事
	こと。
	(3) 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及
	び保管に関する事
	こと。
	(4) 現金の記録管理に関する事
	こと。
	(5) 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関
すること。	
(6) 財産の記録管理に関する事	
こと。	
(7) 決算の調製に関する事	
こと。	
(8) 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関	
すること。	
(9) 係の所管事務に係る会計実地検査の実施及び自己検査の確認	
に関する事	
こと。	
(10) 会計管理室の庶務に関する事	
こと。	

審査係 職員 4 人	(1) 支出命令の審査に関する事。
	(2) 支出負担行為の確認に関する事。
	(3) 係の所管事務に係る会計実地検査の実施及び自己検査の確認に関する事。
	(4) 定期支払システムに関する事。
	(5) 税務署への源泉所得税の払込みに関する事。

(職員 1 2 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 3 人)

### 第 3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 業務に係るノウハウの継承におけるリスク
- (4) 内部統制事務におけるリスク

#### 2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや改善等を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全体的にリスクは低い評価となった。

事前調査で確認した限りにおいては、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	主要な所掌事務として内部統制事務を行っているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	

情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

## (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員10人に対して、2人が年間360時間を超える時間外勤務(\*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(\*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

\*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

\*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

## 意見

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

### (3) 業務に係るノウハウの継承におけるリスク

- ◆長期間在籍した職員が業務を通じて取得したノウハウを共有しているか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 人事異動に伴い出納係における職員配置は、当所属における勤続年数3年未満の職員が多くなっている。そのため、長期間在籍した職員が業務を通じて取得したノウハウは、事務マニュアルを活用し、経験年数が少ない職員への継承を進めるとともに、庁内外の事務調整や交渉等の場に同行させることによりノウハウの継承に取り組んでいる。引き続き、所属内でのノウハウの共有化を計画的に進めていく必要がある。

### (4) 内部統制事務におけるリスク

- ◆財務会計事務や公金・財産の管理について、全庁的な内部統制が行われているか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 各所属における公金の支出や現金・金券・物品等の管理が適切に行われているかを確認するため、会計管理室では会計実地検査を行っている。令和2年度も、124所属の検査を実施しており、改善が不十分な所属には再検査を実施することで、適正な事務執行が行われるよう取り組んでいる。併せて、会計事務担当者研修や所属長（出納員）研修、定期的な会計事務だよりの発行により会計事務の適切な対応を推進している。引き続き、実地検査や研修などを充実させることで内部統制の有効性を保障する必要がある。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

### ① 職員用机・椅子の管理について【効率性の視点・有効性の視点】

物品にあたる職員用の机や椅子については、会計管理室が一元的に管理を行っている。人事異動による変動や、老朽化による交換も必要となり、その対応として、予算要求時期に人事課へ次年度職員数の予定を確認、年度末には人事異動において各所属における必要個数の把握、また随時、老朽化による更新の必要性を確認している。引き続き、各所属における職員数の変動や老朽化による更新の必要性を正確に把握することで、予算の確保や無駄な在庫が発生しないよう取り組むこと。

### ② 財務事務における内部統制について【合規性の視点】

消耗品等を月の初めから月の終わりにかけて複数回購入した際の支出事務について、支出負担行為日を当月の当初の発注日とするケースと金額が確定する最終の発注日とするケースがある。関係課とも協議しながら支出負担行為日を整理できないか研究すること。

### ③ 実地検査の改善対応について【合規性の視点】

会計管理室が行っている実地検査について、指摘事項の改善報告を1か月以内に行わせており、改善に時間を要するものは年度内を目途に対応している。年度を跨ぐと

職員や業務も変わることで職員の意識も薄れてしまうことが懸念される。指摘事項の改善は、できる限り年度内に完結できるよう指導すること。

④ 金券の適正な管理について【効率性の視点、合規性の視点】

ア 金券の管理について、過去の経緯をふまえた出納保管に関する金券管理の基本方針を周知すること。

また、効率性の観点から、真に金券が必要でない所属は金券を持たないように指導することで、業務の効率化を図ること。

イ 会計管理室では、返信用等切手として多くの種類の切手を保有しているが、種類によっては年間の払出し回数が少ないものもある。日々の金券管理について、適正な管理を担保しつつ、業務の効率化につながる管理方法がないか検討すること。

⑤ 全国市長会公金総合保険の加入について【有効性の視点】

全国市長会公金総合保険の加入率は約7割となっている。加入については、同格都市や未加入都市の動向、他都市における保険金の支払実績をふまえて、精査しながら必要なものか検討すること。

⑥ 所掌事務の適時見直しについて【合規性の視点】

所掌事務について適時見直しを行い、業務内容に応じた職員の確保を図ることで事故のないように取り組むこと。

## 評 価

① 公金の効率的な運用について【有効性の視点】

公金の管理運用について、資金収支計画の精度向上を図り、運用可能な資金を的確に把握し、安全性を重視した上でより効率的な運用に努めている。令和2年度は令和元年度と比べて運用益が大幅に増加したことは評価できるので、安全性を前提に継続して取り組むこと。

# 市民文化部 地区市民センター

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象  
対象部局 市民文化部 地区市民センター  
対象年度 令和2年度  
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間  
実施場所 各地区市民センター  
監査期間 令和3年10月8日

### 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

## 第2 監査対象の概要

- ・24地区市民センターのうち、次の6センターの監査を行った。  
富田地区市民センター、保々地区市民センター、三重地区市民センター、桜地区市民センター、富洲原地区市民センター、河原田地区市民センター  
（富洲原地区市民センター、河原田地区市民センターは、書面監査）

地区市民センターの主な業務内容（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

### 【地区市民センター】

(1) 地域振興に関する事務
ア 地域的諸課題に関すること。
イ 地域福祉に関すること。
ウ 住民の相談に関すること。
エ 広報広聴に関すること。
オ 公共的団体との連絡調整に関すること。
カ センターの施設、設備及び地区内の公共施設等の利用計画の企画調整に関すること。
キ 市長並びに各委員会に対する諸願及び進達に関すること。
ク 自主防災組織に関すること。

ケ	市連絡員に関すること。
コ	センターの庶務に関すること。
サ	その他地域振興に関すること。
(2) 社会教育に関する事務	
ア	定期講座の開設に関すること。
イ	討論会、講演会、実習会、展示会等の開催に関すること。
ウ	図書、記録、資料等を備え、住民の利用に供すること。
エ	文化、体育、レクリエーション等に関する集会の開催に関すること。
オ	社会教育関係団体に関すること。
カ	センターの施設及び設備の使用許可に関すること。
キ	その他地域社会教育に関すること。
(3) 窓口に関する事務	
ア	戸籍、住民基本台帳、在留関連事務及び特別永住許可事務に関すること。
イ	市長及び各委員会に対する届、申請等の受付に関すること。
ウ	諸証明に関すること。
エ	市税、手数料その他の歳入金の収納及び還付に関すること。
オ	その他窓口事務に関すること。

### 第3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

## 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、現金管理事務、財産管理事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、支出事務、文書管理事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 8	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	8 / 8	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	8 / 8	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 12	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 8	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

情報管理	個人情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

(評点/リスク最大時評点)

## (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ◆窓口担当の応援体制は機能しているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 窓口担当が1人となっている地区市民センターでは、窓口担当が年休を取得するときは、同ブロックの窓口担当が複数名いる他のセンターから応援に来てもらうことで対応している。窓口担当が2人いるセンターでは、応援に行くことで窓口担当が1人となり、窓口対応が混み合うことがあるが、他の職員でサポートすることで対応している。また、窓口担当の予定が重なり同ブロックでの応援ができないときは、ブロックを超えた応援を行っており、応援体制は機能している。

- ◆地区市民センターに初めて配属された職員及び新たに会計年度任用職員が採用された場合の窓口対応において、業務を円滑に遂行できるのか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 新規配属職員は、窓口研修を受講しているものの多量の業務に携わることになるため、業務に慣れるまでは6か月程度かかり、その間はベテラン職員が側について指導している。そのため、会計年度任用職員へのサポートも含めて、窓口担当のベテラン職員の負担は大きくなっている。また、職員が少人数のため、ベテラン職員が異動した際の体制についても苦慮している。

## 意見

### 【共通事項】

窓口担当職員より経験年数の長い会計年度任用職員がいるセンターでは、会計年度任用職員の知識や経験を活用して窓口担当職員と連携することで窓口業務を円滑に遂行できるよう取り組むこと。

## (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆個人番号カード（マイナンバーカード）の交付等に伴う業務や新型コロナウイルス感染症に伴う対応業務により業務量は増加していないか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 個人番号カード（マイナンバーカード）の交付・更新業務について、多くの市民が手続きに訪れており、休日の交付業務も含めて業務量は増加している。また、新型コロナウイルス感染症に伴う対応では、ワクチン接種等に関する問い合わせ、窓口や貸館における3密を避けるための対策、緊急事態宣言等に伴う本市の対応方針による貸館の中止対応など業務量は増加している。全職員で対応することで一部の職員へ業務が偏ることがないように取り組み、令和2年度は時間外勤務が年間360時間以上の職員は0名であったが、今後も継続した対応が必要である。

◆地域マネージャーが会計年度任用職員の立場になったことにより、勤務体制に無理は生じていないか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 令和2年度より地域マネージャーが会計年度任用職員の立場になったことにより、勤務形態が週30時間勤務から平日の週5日勤務に変更となっている。地域マネージャーの業務は、地域社会づくり業務全般に携わっており、休日の地域行事への参加や夜間の地域会議へ参加している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う対応で行事が少なく、影響はなかった。例年通りであれば、振休や時差出勤で対応することになるが、昼間に遂行する業務も多くあり、時間外勤務の増加につながることも想定される。新型コロナウイルスの感染症が終息した場合を想定した体制づくりが必要である。

## 意見

### 【共通事項】

地域マネージャーは地域の団体とのつなぎ役として重要な役割を担っている。地域の人々との信頼関係や経験で得たノウハウを継承できる体制づくりに取り組むこと。

## 2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

## 意見

### 【共通事項】

#### ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りのある地区市民センターが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 内部統制について【有効性の視点】

支出事務や証明事務等でミスを防ぐための内部統制について、取扱事務の複雑化・多様化が進むとともに事務量が増加していること、土日・祝日明けなど窓口が混雑することで来客を待たせまいと慌てて対応することなど、様々なリスクが想定される。リスクを想定し、内部統制が機能する体制づくりに取り組むこと。

③ 自治会等の役員について【住民福祉の向上の視点】

自治会等の役員の役割が多く、成り手不足であるため、役員の後継者選びが難航している。人材を確保、育成するために市としてどのように取り組んだらよいか検討すること。また、地域の人の声に耳を傾け、手本となる他県の事例があれば状況を調べ、館長会等で共有して本市の取り組みに活用すること。

④ 現金の取扱いについて【有効性の視点】

ア 収納金を金融機関に毎日預入しているが、年間取扱金額は多額である。原則2人1組で行動することになっているが、職員が少数のため1人で自動車を使用し、金融機関に行くセンターもある。盗難などのリスクを想定して事故が発生することがないように取り組むこと。

イ 収納金の取扱いは徹底したリスク管理が必要であるが、センターから金融機関までの距離があるセンターもあるため、常に業務の効率化と想定されるリスクの視点を持って収納金を取扱うこと。

⑤ 地区市民センターにある図書室の周知について【有効性の視点】

地区市民センターにある図書室は整理整頓もされており蔵書も充実しているが、センター内の図書室がわかりにくかったり、在ることを知らない市民もいたりするので、引き続き館内での案内やセンターだより等を活用して周知に取り組むこと。また、選書については、日々アンテナを張って子どもから高齢者まで幅広い世代が関心を持つ図書の充実に努めること。

⑥ 窓口業務における対応について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】

窓口業務全般について、効率よく円滑に対応することで市民サービスの向上を図ること。特に、個人番号カード（マイナンバーカード）に関する窓口事務は、普及の促進に寄与するという意識を持ってきめ細やかな対応を行うこと。

【富田地区市民センター】

⑦ 地区市民センターの駐車場について【有効性の視点】

富田地区市民センターの駐車場は駐車スペースが限られているため来館者の車で混雑している状況である。センター前の道路は交通量も多く、近くに小学校もあるので、駐車場が混雑すると出入りに危険が生じることも想定できる。来館者へは、自転車や徒歩で来館してもらうことや、別の場所にあるセンター用の駐車場を使ってもらうことで、センター前駐車場の混雑を減らせられるよう取り組むこと。

**【保々地区市民センター】**

⑧ 公有財産の安全管理について【住民福祉の向上の視点】

センター用地の一部について隣接する建物への進入路として使用許可を行っているが、センターの駐車場と進入路の境にあるコンクリートブロックは近くに夜間照明があるものの、点灯しない時間帯においては暗くて見づらい状況である。歩行者がつまずいて怪我をするなどの事故が発生することがないように進入路の使用者へも働きかけを行い、安全対策についての必要な措置を講じること。

**【三重地区市民センター】【桜地区市民センター】**

⑨ 地区市民センターの役割について【住民福祉の向上の視点】

近年、本市公立幼稚園は入園者数の減少により、こども園として再編されている。当地区も入園者数が減少していることから、再編の議論が生じている。情報の的確な把握と進捗状況を管理することで、地区市民センターとして地域全体の思いを受け止め、目配りする調整機能を果たすこと。

**【三重地区市民センター】**

⑩ 館内外の整理整頓について【有効性の視点】

非常階段下に不用物が置かれている、枯れ木・枯れ葉が適切に処分されていない、入口の観葉植物の管理が不十分等の状況が見られ美観を損なっている。書庫は整理整頓がなされているが、収納箱に収納物の表記がされていない状態であった。センター建物の外回りの整理と美観への気遣い、倉庫内収納物がわかりやすく取り出しやすい収納について工夫すること。

⑪ 樹木の剪定について【有効性の視点】

館長をはじめ、副館長、地域マネージャーや地域の人々の協力により樹木の剪定を行っている。高所での作業は危険なことから、維持管理の予算化について主管課と協議すること。

⑫ 生涯学習事業について【住民福祉の向上の視点】

乳幼児と母親が歌や遊びを通じた交流と、子育ての相談会も兼ねる講座の参加者が多かったということである。孤立化や虐待の家庭もあることから相談会を通じ、情報をうまく関係課と共有しながら地域での発生防止につなげていくこと。良い事業のため、ブラッシュアップしながら継続していくこと。

**【桜地区市民センター】**

⑬ 消耗品費等について【住民福祉の向上の視点】

新型コロナウイルス感染症対策による消耗品の購入や、照明やトイレの故障により修繕を行っているが、利用者に不快な思いをさせないように、予算不足であれば主管課に増額の要望をすること。

- ⑭ 講座の委託について【住民福祉の向上の視点】  
生涯学習事業として、他センターの講座を参考にしてスマートフォン講座を開催している。人気のある講座ということであり、時代に合ったよい内容のため広く周知すること。
- ⑮ 女性の登用、活動について【有効性の視点】
- ア 女性防災隊の活動内容を広く周知すること。
  - イ 女性が地域マネージャーであることの強みを生かして活躍できる場を提供するなど、全市にとってのロールモデルとなるよう職員がバックアップすること。
  - ウ 担い手不足である自治会役員に女性を登用できるような道筋をつけること。

## 評 価

### 【桜地区市民センター】

地区市民センターの館内外の清掃や書庫等の整理整頓が全体的に行き届いており、誰が入ってもわかりやすいレイアウトになっていた。他の地区市民センターの模範となるよう、引き続き清掃、整理整頓すること。

## こども未来部 保育園

### 第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 こども未来部 保育園

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 各保育園

監査期間 令和3年10月12日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

### 第2 監査対象の概要

・市立保育園20園のうち、次の4園の監査を行った。

富田保育園、坂部保育園、富洲原保育園、桜台保育園

（富洲原保育園、桜台保育園は書面監査のみ）

### 第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(4) 施設の補修がすみやかに行われないリスク

(5) 園の敷地の境界が曖昧になるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

#### 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においてはリスクは低かったが、事前調査の結果、財務会計事務、文書事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4 / 1 2	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8	
支出事務	歳出予算（報酬、給料、職員手当等及び共済費、恩給及び退職年金費、賃金を除く。）の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 1 2	○
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を持っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	

組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	
-------	-----------------	--	-------	--

(評点/リスク最大時評点)

## (2) 出先機関のリスク

- ◆保育業務のかたわら書類作成、書類の確認作業等の事務仕事を行う必要があり、さらに、出先機関であることから、事務上の不備が生じやすいのではないか。保育幼稚園課のチェックは行き届いているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 支出負担行為兼支出命令書等財務関係書類は保育幼稚園課の決裁を受けており、チェックはされている。修正等で保育園と保育幼稚園課との間のやりとりに時間がかかることはあるが、今回監査対象園において支払遅延はみられなかった。引き続き、迅速で正確なチェックが必要である。

## (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 今回監査対象園においては、年間360時間を超える時間外勤務を行っている職員は見受けられなかった。引き続き、職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、勤務時間管理の適正化と職員の意識改革を推進する必要がある。

## (4) 施設の補修がすみやかに行われないリスク

- ◆遊具、フェンス等の設備が破損したり錆びたりして安全性に欠けた状態が続くことはないか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 一部に色の褪せた状態もみられるものの、職員が設備を適宜チェックして、園で執行可能な金額で実施できる修繕はすみやかに行うよう努めており、保育幼稚園課の所管となる修繕については補修の要望をしている。安全に遊ぶことのできない状態となっている遊具などは、補修までの間、紐で入口から全体を括ったりと、誤って使用することのないようにしている。

今年度(令和3年度)から用務員が配置されたことにより、軽微な修繕の対応も、より早く行えるようになった。

## 指 摘

### 【坂部保育園】

保育園の外周にある排水溝で破損している箇所があった。早急に安全対策を講じること。

## 意 見

### 【坂部保育園】

- ① 5歳児部屋の入口付近の床の傾斜、高さが低いフェンスやグラウンドにある穴の対策、園庭にある樹木が大きくなっているため枝が道路にはみ出すことによる通行人への妨げなど、維持管理については保育幼稚園課とも協議して適切に進めること。
- ② 公共施設アセットマネジメントに基づき施設の修繕を進めているが、施設も古くなっているため、簡易な修繕を職員が行うことが発生している。園児の安全に関わることは保育幼稚園課とも連携して対策を講じること。
- ③ 隣地にあるフェンスが保育園の敷地側に傾いている。倒れてくると危険であるので注視していくとともに、機会を見てフェンス所有者へも対策を働きかけること。

## (5) 園の敷地の境界が曖昧になるリスク

◆園の敷地と、隣接する民地との境界が適正に把握されているか。把握されていないと、園の敷地が無断で使用されたり、気づかずに民地に立ち入って管理してしまったりする危険性がある。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 境界杭があるなど、ほとんどの園において民地との境は明確である。一部の境界が曖昧な園もみられたが、境界立ち合いの実施や書類調査により、敷地の境界をはっきりさせるべく適宜対応している。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）からの着眼点に着目して行った監査結果

### 意 見

#### 【共通事項】

#### ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

#### ② 雇用形態の異なる職員間の情報共有について【住民福祉の向上の視点】

保育園には多くの職員がいるが、雇用形態は様々であり多様なシフト体制であるの

で、全職員が集まる機会はない。日々の業務において、園児に関する情報共有の行き違いや漏れが発生することで、園児の安全管理が損なわれることや保護者との信頼関係が崩れることがないように、引き続き、情報共有の重要性を認識して業務に取り組むこと。

③ 食物アレルギーのある園児への対応について【住民福祉の向上の視点】

食物アレルギーは子どもの命に関わる。職員間の情報共有はもとより、引き続き、研修等で職員の知識を高め、事故のないように注意深く保育を行うこと。

④ 不審人物から園児を守ることにについて【住民福祉の向上の視点】

見知らぬ人が子どもを迎えに来るといったことや、不審な人物が園の敷地に入ってくることもありうるが、危険が生じないように、引き続き保護者への確認を徹底するとともに、防犯カメラにもよく注意を払うこと。

⑤ 個人情報管理の徹底について【法規性の視点】

事務室は様々な人が出入りをする。個人情報を保護する観点から、職員が席を立つときは机にある書類を片付けることやパソコンを閉じるなど、きめ細やかな個人情報のセキュリティの管理を図ること。

⑥ ICTの活用について【住民福祉の向上の視点】

コロナ禍において、各種行事の中止により保護者が保育行事に携わる機会が減っている。そのため、保育園での様子や活動は、丁寧に保護者へ報告したり、写真付きのたより等にて保護者へ伝えているが、そのことにより職員の負担も増加していることが想定できる。ICTを活用した業務の効率化やタブレット等を活用した保護者とのコミュニケーション手法も普及してきているので、保育におけるICTの活用を研究すること。

⑦ 園児用のベッドスペースの確保について【住民福祉の向上の視点】

事務室内に発熱などにより体調不良になった園児を寝かせるためのベッドがあり、保護者が迎えにくるまでの間はそのベッドに園児を寝かせている。ベッドが1台しかない園においては、複数の園児が体調不良になることを想定し、そういった場合にもスムーズに対応できるよう、その対策を全職員で共有しておくこと。

## こども未来部 幼稚園・こども園

### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象  
対象部局 こども未来部 幼稚園・こども園  
対象年度 令和2年度  
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間  
実施場所 各幼稚園・こども園  
監査期間 令和3年10月13日

#### 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

### 第2 監査対象の概要

- ・市立幼稚園・こども園21園のうち、次の6園の監査を行った。  
三重幼稚園、桜幼稚園、保々こども園  
（富洲原幼稚園、三重西幼稚園、富田幼稚園は、書面監査）

### 第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点  
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
  - (1) リスク評価チェックリストの検証
  - (2) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）
  - (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
  - (4) 幼稚園の持続性に関するリスク
  - (5) 園内における園児の安全が十分にとられていないリスク
- 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点  
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第4 監査結果

## 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全体的にリスクは低い評価となった。

事前調査の結果、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正な管理がされないリスク	4 / 12	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8	
支出事務	歳出予算（報酬、給料、職員手当等及び共済費、恩給及び退職年金費、賃金を除く。）の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 2	○
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量の対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

(2) 出先機関のリスク（マネジメントの目が行き届かない）

- ◆出先機関であることから、支払い書類の確認等をするにあたり、事務上の不備が生じやすいのではないか。保育幼稚園課のチェックが行き届いているか。

**リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）**

△ 消耗品等の納品後請求書を受領し、支出負担行為兼支出命令書を作成して保育幼稚園課に提出し、チェックを受けている。誤りがあると幼稚園に書類を戻し、修正等のやりとりが必要となるが、支払遅延にはならず、支払いが完了した。引き続き、迅速で正確なチェックが必要である。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

**リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）**

× こども園の職員の一部が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの実現のため、引き続き勤務時間管理の適正化と職員の意識改革を推進する必要がある。

(4) 幼稚園の持続性に関するリスク

- ◆今後幼稚園に入園する園児がますます減少し、幼稚園の存続が困難となるのではないか。

**リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）**

△ 公立幼稚園に入園させたい保護者は一定数いるものと考えられるが、数年後に希望する幼稚園が存続しているのか、また、こども園とはどういう場所なのかなどについて不安になっているとのことであった。こういった不安感を少しでも軽減するため、今後も、保育幼稚園課と緊密に情報共有し、保護者に丁寧に説明する必要がある。

園児の状況

(人)

	三重幼稚園	桜幼稚園	富洲原幼稚園	三重西幼稚園	富田幼稚園
定員 (R3. 5. 1)	70	70	70	70	70
R3. 5. 1	23	7	18	11	14
R2. 5. 1	27	19	15	16	20
R1. 5. 1	22	27	19	12	20
H28. 5. 1	52	35	27	29	40

## 意見

### 【三重幼稚園】【桜幼稚園】

市全体として幼稚園児の減少が続いているが、あそび会や送迎時に保護者からの不安、悩み相談に対し、きめ細やかに対応していることは公立幼稚園の強みである。保護者に公立幼稚園を選択してもらえるような様々な魅力づくりに取り組むこと。

## (5) 園内における園児の安全が十分にとられていないリスク

◆園舎内や樹木、遊具等で、不具合がある状態で放置されているものはないか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 施設や遊具等に不具合や老朽化が見受けられた場合には、保育幼稚園課に施設修繕の要望を行っている。以前は要望を行っても、修繕の必要性が高いものから行われ、修繕の数が制限され、数年間同じ修繕の要望を行っていたが、最近は要望への対応がスムーズに行われるようになった。今後も施設の安全性の確保が必要である。また、新たに遊戯室にエアコンが設置されたこともあり、園児が過ごしやすい環境となった。

## 意見

### 【三重幼稚園】【桜幼稚園】

全体的に概ね清掃、安全面の管理が行き届いているものの施設や物品の整備について、次のとおり不備が見受けられた。園で修繕できないものについては、保育幼稚園課に要望すること。

ア ブランコの塗装が剥げており、錆があるため修繕すること。また、切株は子どもが怪我をすることがないように安全対策を施すこと。避難訓練時に使用している踏み台は老朽化しているため事故のないよう対応すること。（三重幼稚園）

イ 溝に合わないグレーチング、禽舎の枠の剥がれ、老朽化したスチロール製の畑の枠、園舎の鳥の巣、手洗い場の水漏れが見受けられたので対応を行うこと。職員室の配線コードが乱雑であったため整理すること。（桜幼稚園）

## 2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

## 意見

### 【共通事項】

#### ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りのある園が見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

### 【三重幼稚園】

#### ② 園のセキュリティ対策について【効率性の視点】

職員数が少ないことから保育中は、職員室が用務員のみや空室になることがある。園長がセキュリティに対し、しっかりとマネジメントを行うこと。

### 【桜幼稚園】

#### ③ 園のセキュリティ対策について【効率性の視点】

当園は2階に職員室がある。職員室に鍵をかけ、ほとんど1階で過ごしているということであるが、全体が見渡せるレイアウトではないため、気が遅れたり情報が届きにくいいため、安全面にリスクがあることを認識すること。

#### ④ 職員数について【住民福祉の向上の視点】

ア 当園は特別支援の必要な園児がいるにもかかわらず、特別支援加配の職員が配置されていない。園児の安全面からも見守りが必要なため、職員の増員を要求すること。

イ 園児数は少ないが、職員の数も少ないことから園児一人一人に目が行き届くように配慮すること。

### 【保々こども園】

#### ⑤ 現金出納簿について【法規性の視点】

収納金の現金出納簿において、同一日の現金の出納であると日付欄が空白になっている欄があるが、日付の記入は必要である。その日の残を確認する重要な記録であるので、記入漏れのないようにすること。

#### ⑥ ヒヤリ・ハットの認識や職員間の情報共有について【有効性の視点】

職員数が他の園と比較すると相当多いため、確実な情報共有を行い、職員同士の連携を図ることにより、ヒヤリ・ハットの発生防止に努めること。

#### ⑦ 教育認定と保育認定の差について【住民福祉の向上の視点】

1号認定の園児は早く退園するが、2、3号認定の園児とあまり差をつけないように、保護者から見て教育認定と保育認定で色分けされた印象にならないように引き続き配慮すること。

※1号認定：4時間程度の教育標準時間で通園する子どもの年齢が満3歳～5歳の場合。

2号認定：保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）に該当する場合に、保育標準時間（原則11時間以内）や保育短時間（原則8時間以内）で通園する子どもの年齢が満3歳～5歳の場合。

3号認定：保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）に該当する場合に、保育標準時間（原則11時間以内）や保育短時間（原則8時間以内）で通園する子どもの年齢が0歳～満3歳未満の場合。

### 【三重幼稚園】【桜幼稚園】

#### ⑧ 収納金の取扱いについて【有効性の視点】

現金の取扱いや管理について、複数の職員によるチェックを行い、厳重な管理と事故防止を徹底すること。また、金融機関にて納付を行う際には安全面について配慮すること。

#### ⑨ ヒヤリ・ハットの認識や職員間の情報共有について【有効性の視点】

ヒヤリ・ハットがなぜ起きたのかマニュアルの参照や個々の要因分析をしていると思うが、施設や設備に原因があるのであれば、保育幼稚園課に伝え、その障害を取り除くこと。ソフト面での原因であれば担任と話し合い指導すること。また、事例を職員で情報共有し、事故等の発生の未然防止や日々の子どもたちに目配りをしてしながら、同じことが起きないように、職員全員で体制を整えること。

#### ⑩ 公立幼稚園のこども園化について【有効性の視点】

本市の公立幼稚園の園児の急激な減少に伴い、こども園への移行が進められているが、こども園がどのような施設かわからない保護者に向け、幼稚園の機能はこども園においても保たれることなどを職員から話すことにより、安心感が生まれるため、丁寧な説明に努めること。

## 評 価

三重幼稚園では降園時の際、誕生会の様子を保護者にタブレットで見ってもらうことや、友達に興味を持てるよう近隣園とオンラインで交流するなどし、タブレットを活用している。

桜幼稚園では他園とオンラインでつなぎ、一緒に体操をすることや、PTA会議、保育の様子を保護者に見ってもらうことにタブレットを活用している。このような取り組みを評価したい。

# 教育委員会 小学校・中学校

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象  
対象部局 教育委員会 小学校・中学校  
対象年度 令和2年度  
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間  
実施場所 各小中学校  
監査期間 令和3年11月10日、令和3年11月12日
- 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

## 第2 監査対象の概要

- ・市立小学校は37校のうち次の10校について監査を行った。  
富田小学校、保々小学校、三重小学校、桜台小学校、河原田小学校、  
桜小学校、三重西小学校、三重北学校、大谷台小学校、富洲原小学校  
(河原田小学校、桜小学校、三重西小学校、三重北小学校、大谷台小学校、  
富洲原小学校は書面監査)
- ・市立中学校は22校のうち次の5校について監査を行った。  
富田中学校、保々中学校、三重平中学校、桜中学校、富洲原中学校  
(富洲原中学校は書面監査)

## 第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点  
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

### 【小・中学校共通事項】

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できないリスク
- (4) 理科薬品の適正な管理におけるリスク
- (5) 学校内におけるいじめ、不登校等への対応におけるリスク

【中学校共通事項】

(6) 教員の部活動における業務負担に関するリスク

2 3 E (経済性、有効性、効率性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、有効性、効率性の視点等から設定した。

#### 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

【小・中学校共通事項】

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全体的にリスクは低い評価となった。事前調査の結果、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 12	○
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報情報を扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	

組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	
その他	毒物、劇物及び薬品を保管しているか	毒物、劇物及び薬品の適切な管理がなされないリスク	6 / 6	

(評点／リスク最大時評点)

## (2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の教職員の働き方の改善がなされているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 学校業務アシスタントやスクールサポートスタッフの活用、定時退校日などの教職員の意識改革などにより時間外勤務は全体としてやや縮減する傾向が見られた。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応も求められるなか、多くの教職員が年間360時間を超える時間外勤務を行っており、また、過労死の労災認定基準を超える勤務状況も多く为学校で見受けられた。教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの確保を図り、質の高い教育活動を行うため、業務の効率化や教職員の意識改革をさらに進め、時間外勤務の縮減をはじめとした働き方改革に向けて取り組みを推進する必要がある。

## 意見

### 【小・中学校共通事項】

質の高い教育活動を行うため、教職員の健康の維持やワーク・ライフ・バランスの確保を図り、業務の効率化を図るなど勤務時間管理の適正化と教職員の意識改革を推進することで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革に向けた取り組みを引き続き推進すること。

## (3) 教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できないリスク

- ◆学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員が児童生徒と向き合う時間が確保されているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの配置や校務支援システムの導入により教員の業務負担が軽減されているものの、支援を要する児童への対応に加え新型コロナウイルス感染症への対策等に多くの時間を要する状況があった。教員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保するため、業務方法の見直しを進めるとともに、教育委員会と連携し環境整備を推進する必要がある。

### 意見

#### 【小・中学校共通事項】

学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフ、部活動指導員（中学校対象）などの人材や、校務支援システムなどをしっかりと活用し、教職員の負担軽減につなげることにより、引き続き、教員が児童生徒と向き合う時間を確保できるよう努めること。

### （４）理科薬品の適正な管理におけるリスク

◆理科薬品の保管・管理は適正になされているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 平成29年に教育委員会事務局から出された通知「理科薬品類の取扱いと管理について」に基づき、専用保管庫での管理、管理記録の整備、校長による点検を実施するなどして、保管・管理の徹底を図っているが、管理記録の事務処理が不適切である学校が見受けられた。

### （５）学校内におけるいじめ、不登校等への対応におけるリスク

◆学校内において、いじめ、不登校等が発生した場合に適切な対応をとることができる体制となっているか。未然防止及び再発防止に向けた取り組みがなされているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 定期的なアンケートの実施や教育相談などによって未然防止を図るとともに、見守りを徹底するなど再発防止に努めている。対象事案が生じた際には、対策委員会等を開催するなど校内で情報共有を行うとともに、状況に応じて教育委員会とも連携をとり、スクール・カウンセラー等の活用を図るなど、適切な対応が取れるよう努めている。

## 【中学校共通事項】

### (6) 教員の部活動における業務負担に関するリスク

- ◆部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会が得られるため、生徒に対する教育的意義は高い。しかし、教員の長時間勤務の要因や指導経験のない教員にとっての大きな負担となっていないか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 「部活動ガイドライン」を活用し、休養日や活動時間の定めを設けることにより部活動の充実と教員の負担軽減を図っている。未経験者の負担軽減の観点からも、複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動協力員など地域人材の活用についても取り組みを進める必要がある。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

### 【小・中学校共通事項】

#### ① 事務の適正執行について【合規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、複数の学校で事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

イ 学校づくりビジョン推進事業費や開かれた学校づくり推進事業費で購入している消耗品費等については、本来その事業費で購入すべきものかどうかを改めて確認したうえで支出すること。

ウ 納品書や請求書に記載されている日付と、実際に受け取った日付にずれがある場合、受付印を押すなど支払決裁の起算点が明確になるようにすること。

エ 修繕等にかかる費用の妥当性については、学校のみで判断することは困難かもしれないが、教育委員会とも連携を取りながら、適正な金額での執行ができるよう努めること。

#### ② 共同学校事務室と各学校の管理職による事務処理チェック体制について【有効性の視点】

ア 市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、その中の1校に共同学校事務室が設置され、同事務室では財務帳票の点検業務も行われており、各学校の財務会計事務の一定の適正性が保持されている。しかし、共同学校事務室のチェック機能に依存し、管理職によるチェック機能が働いていないと思われる事例も見受けられる。共同学校事務室において財務事務に関する知識のさらなる集積を図るとともに、各学校においても事務処理に係るチェック体制の強化を図ること。

イ 各学校における発注にあたり、共同学校事務室が見積書を徴取し、その見積結果をもって、共同学校事務室管轄内の学校の発注業者、発注価格が決められている事例がある。教育委員会は、適正な事務執行が行われるよう整理を行い、早急に必要な改善を行うこと。

③ 学校内の環境整備について【住民福祉の向上の視点】

ア 学校の敷地は広く、管理が大変であることは十分理解できるが、子どもたちがけがをすることなく、よい環境で学校生活を送ることができるよう、教育委員会との情報共有を図り、校内環境の整備に努めること。

イ 校庭の切株などは、子どもたちがけがをすることへの恐れがある。また、敷地の境界付近にある樹木などについては、敷地外への枝木のはみだしや落ち葉などの問題が生じることも考えられる。こうした事態を防ぐためにも、教職員で協力するとともに、必要に応じて予算面も含めて教育委員会と調整し、適切な対応に努めること。

ウ 遊具を含めて校内で修繕が必要なものについては、安全性の面のみならず、子どもの視点に立って早急に対応を行い、子どもたちが教育を受けるうえで支障が生じている状態が継続することのないよう努めること。

エ 倉庫内の配置については、重いものを棚の上部に置くなどけがの恐れがある状態とならないよう、倉庫内のレイアウトも含め、事故を未然に防ぐことができるように工夫して整理すること。

オ 子どもたちが利用する相談室については、学校によっては入退室が人目につきやすい場所に配置されているところがある。子どもたちのプライバシーを守るという観点からも、レイアウトを工夫するなど入退室について配慮を行い、利用しやすい相談室となるよう努めること。

カ 校内の防犯カメラのモニターについては、職員室内のどこからでも見るように、複数台の設置の検討も含め、配置を工夫すること。

④ 事故の発生と再発防止について【有効性の視点】

日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きを通じて、子どもたちのけが等の発生状況と原因を把握し、情報を共有するとともに、その分析を通じて再発防止に取り組むこと。特に施設面の不備が事故の原因であれば、その修繕等の対応を行うこと。また授業中等に発生した事故であれば、教員の指導状況を確認し、必要に応じて改善を促すこと。

⑤ ICT技術活用による教育効果について【経済性・効率性の視点】

ア 令和2年度中に、全小中学校において、児童生徒に1人1台のタブレットが配備され、教室ごとにモニターとの無線LAN環境も整備され、その環境で、令和3年度当初から、授業における運用が行われている。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年9月は、学校と自宅をつないだオンライン学習が本格的に実施され、この経験により、児童生徒・教員のICT活用力向上などのメリットが生じているが、デメリット（機器の接続等不調、児童生徒による一方的接続停止、体調・精神面の不良表出等）も生じている。

今回のオンライン学習の検証を十分にを行い、今後の緊急時におけるオンライン学習や通常時のICTを用いた授業に活かしていくこと。

イ コロナ禍におけるオンライン授業においては、不登校である子どもたちが参加するなどの効果もみられた。こうした点も含め、ICT技術を活用した取り組みのメリット・デメリットや今後の課題について整理し、より効果的な活用について取り組むこと。

ウ タブレットの配備などICT活用の進展に伴い、資料などのペーパーレス化に取り組むとともに、従来必要であった用紙購入などにかかる需用費の削減など、経費面での見直しにも取り組むこと。

エ 修学旅行などの説明会をオンラインで行った学校もあり、このような新たな取り組みは評価できる。今後も、オンラインにおける課題などを整理するとともに、職員会議のオンラインでの実施なども含め、より効率的な業務遂行に取り組むこと。

⑥ ホームページの活用について【有効性の視点】

ア 学校により、活用の方法・頻度が異なるが、修学旅行中に当日の写真をアップしている学校もあり、保護者にとっても日頃見られない子どもの学校生活の状況などをホームページを介して見ることができる面もあるので、今後もホームページの積極的な活用を図っていくこと。

イ また、学校活動における生徒の顔写真の掲載や、部活動での大会等における生徒の氏名掲載については、事前に本人の承諾を得てから掲載しているとのことであり、今後も、個人情報の掲載には十分留意を払うこと。

ウ ホームページの活用にあたっては、教員の負担増にならないよう留意すること。

⑦ 校務支援システムの有効活用について【有効性の視点】

校務支援システムの機能について、教員の出退勤管理、児童生徒の出席管理に加え、令和3年度からは成績管理が追加されている。追加された機能については、システムの不具合もあり、また慣れるのにも大変であったとのことであるが、システム統一により、勤務先の学校が変わっても戸惑わなくても済むというメリットがある。今後、教育委員会との調整により、システム改善を図り、教員の負担軽減につなげるとともに、三重県教育委員会独自のシステムや近隣市町のシステムとの連携も視野に入れ、更なる効率化を図ること。

⑧ コミュニティスクールの効果について【住民福祉の向上・有効性の視点】

令和3年度には、全小中学校がコミュニティスクールの指定校となった。コミュニティスクールの取り組みにより、各学校ごとに、地域住民が学習や学校の活動を支援したり、運営協議会への参画により学校と一体となって教育方針の決定等に参画したり、また、児童生徒が地域行事に参加したり、地域の人々との交流を深めたり、地域とともにある学校づくりを進めている。これらの取り組みについて、地域住民による学校運営への参画、地域と学校との交流・連携をさらに充実させ、教育的効果をさらに高めていくこと。

⑨ 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】

ア 各学校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「よっかいち任用講師」「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、市教育委員会により全校への配置や各校の特性に応じて配置され効果を上げており、継続して各学校に応じた教育の充実を図っていくこと。

イ 学校における重要な役割を担っている介助員、支援員、医療的ケアサポーターをはじめ、正規職員以外の教職員に対して、校長や教頭をはじめとした管理職は、きめ細やかなコミュニケーションをとることを心掛け、皆が快適に業務に従事できるような環境づくりに努めること。

⑩ 特別支援を要する児童への対応について【住民福祉の向上・有効性の視点】

各学校において、特別支援を要する児童の状況に応じて、介助員や支援員が配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っているが、継続して各学校の特性に応じて対応していくこと。

⑪ 中学校における学校図書室活用について【有効性の視点】

小学校においては、学校図書室が児童の読書等に多く利用されているが、中学校においては、授業での調べもの学習において利用されることはあるものの、学校図書室の利用が少ない状況がある。例えば地域住民の利用を図るなど、中学校の学校図書室の活用方法について検討すること。

⑫ 読書活動の充実について【有効性の視点】

朝の10分読書活動等における読書については、子どもたちの興味を把握するために読書記録をつけることも有効な手段の1つと考えられる。他自治体等における読書通帳などの取り組みも参考にし、さらなる読書活動の充実に取り組むこと。

⑬ 性的マイノリティの子どもたちへの対応について【住民福祉の向上の視点】

性的マイノリティの子どもたちに対しては、周囲の理解が重要であり、着替えにおける配慮などを含め、しっかりとフォローを行うこと。

⑭ ピロリ菌検査や子宮頸がんワクチンの接種について【住民福祉の向上の視点】

新たな取り組みであるピロリ菌検査や再勧奨が始まる子宮頸がんワクチンの接種については、保護者からの問い合わせに対応できるよう情報把握を行い、適切な情報提供に努めること。

⑮ 若手教職員の育成について【有効性の視点】

経験年数が少ない教職員が多くなっている状況に対しては、校長OBなどの経験ある職員などの活用によるフォローアップをしっかりと行い、若手教職員へのきめ細やかな指導を行うこと。

【三重小学校】

⑯ 財産管理について【法規性の視点】

隣接する民家との境界について不明確な状況がみられた。教育委員会と連携して現状に至った経緯を把握し、適切な対応を行うこと。

**評 価**

【桜台小学校】

地域との良好な協力関係について

校内における除草作業等において地域の協力をいただき、きれいに整備がされているなど、地域との良好な関係が築けている。引き続き子どもたちに地域との関係の重要性を理解させるなど、地域との良好な関係を保ち続けられるよう取り組んでほしい。

## 健康福祉部 健康福祉課

### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
  - 対象部局                    健康福祉部 健康福祉課
  - 対象年度                    令和2年度
  - 対象事項                    財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
  - 実施場所                    四日市市役所 監査委員室
  - 監査期間                    令和3年11月26日

#### 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

### 第2 監査対象の概要

健康福祉部健康福祉課の主な業務内容及び職員数（令和3年4月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【健康福祉課】

健康福祉部 職員3人	(1) 保健福祉総合システムの管理及び運営に関すること。
	(2) 地域福祉施策の企画及び調整に関すること。
健康福祉課 職員2人	(3) 四日市市社会福祉協議会との連絡及び調整に関すること。
	(4) 民生委員及び児童委員に関すること。
管理係 職員3人 会計年度任用3人	(5) 社会福祉事業振興基金に関すること。
	(6) 災害救助物資及び援護物資に関すること。
	(7) 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け及び災害見舞金の支給に関すること。
	(8) 災害救助基金に関すること。
	(9) 福祉資金に関すること。
	(10) その他社会福祉に関すること。
	(11) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)に関すること。
	(12) 旧軍人恩給に関すること。
	(13) 日本赤十字社に関すること。

	(14) 部内の事務事業及び予算の調整に関すること。
	(15) 福祉監査室に関すること。
	(16) 部及び課の庶務に関すること。
企画係 職員 3 人 会計年度任用 1 人	(1) 地域保健施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 在宅医療・介護連携に関すること。
	(3) 健康危機管理に関すること。
	(4) 応急診療所に関すること。
	(5) 歯科医療センターに関すること。
	(6) 看護医療大学に関すること。
福祉監査室 職員 2 人 再任用 1 人	(1) 社会福祉法人の設立認可、指導監査等に関すること。
	(2) 介護保険施設等の指導監督に関すること。

(職員 13 人、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 4 人)

### 第 3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 適正な債権回収の実施におけるリスク

#### 2 3E (経済性、効率性、有効性)・合规性等の視点からの着眼点

事務事業の合规性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、収入事務、支出事務、契約事務等において点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。

事前調査の結果、契約事務、公印管理等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	

組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○
-------	-----------------	--	-------	---

(評点/リスク最大時評点)

## (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)

- ◆業務分担は適切に行われているか。一部の職員に業務が集中することにより、業務継続への支障はないか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 令和2年度の健康福祉課の業務は、一部の職員の業務量が多くなっている。これは、人事異動による年度当初の業務の集中、新型コロナウイルス感染症の拡大による応急診療所業務の増大や保健所業務のフォローが要因である。適宜、業務分担を見直すことや必要な人員は人事当局へ要望しており、継続して取り組むことで知識やノウハウを継承できる体制づくりが必要である。

## (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員9人に対して、4人が年間360時間を超える時間外勤務(\*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(\*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

\*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

\*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

## 意見

職員の時間外勤務が恒常化しており時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

### (4) 適正な債権回収の実施におけるリスク

◆福祉資金貸付金等の債権回収は適正に行われているか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 福祉資金貸付金等の債権回収については、専任職員を配置して訪宅による定期的な納付催告や納付書の送付を行うことで計画的な納付を促すとともに、市営住宅課の債務者と重複するケースは連携して訪問することで徴収に努めている。債務者及び連帯保証人の高齢化、債務者の死亡による相続関係者の特定など、債権回収を進めるにあたり支障となる事案については、債権管理推進本部とも連携調整しながら徴収を進めていく必要がある。

## 意見

福祉資金貸付金や災害援護資金貸付金の債権徴収事務について、納付に向けた交渉記録や調査経過の資料を整えて適正な債権管理を行うこと。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

### 意見

#### ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 民生委員・児童委員の担い手について【住民福祉の向上の視点】

民生委員・児童委員について、何年も前から担い手が不足しており、定数に満たない地区もある。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う対応で研修等も中止しており、新しく民生委員・児童委員についた人は経験を積む機会を得ることができない状況となっている。コロナ禍において民生委員・児童委員の重要性を再認識して、民生委員・児童委員の定数に満たない地区を補えるよう取り組むとともに、研修等を充実させることや、民生委員・児童委員の定数や区割り等の見直しを模索することで、地域力を高める取り組みを行うこと。

③ 日本赤十字社に関する事務について【合規性の視点】

健康福祉課は日本赤十字社に関する事務を分掌している。日本赤十字社から市長が市の区域に設置する地区の地区長として委嘱を受けて就いていることから、日本赤十字社に関する業務に従事する職員を雇用しているが、職員の身分について整理すること。

④ 日本赤十字社等の預金管理について【合規性の視点】

健康福祉課において、日本赤十字社や委員会の事務局として多くの預金を管理しているため、事故が起きないように適切に管理すること。

⑤ 社会福祉事業振興基金の活用について【有効性の視点】

社会福祉事業振興基金は、民間の社会福祉事業及び障害児福祉事業の振興を図ることを目的とした基金である。基金の活用については様々な検討をしているが、災害時に福祉避難所となる施設の整備に活用するのであれば、災害時だけでなく日常的にも有効活用できる視点を持って検討を進めること。

⑥ 在宅医療の推進について【有効性の視点】

10年前と比べると様々な機会で在宅医療という言葉聞くケースが増えており、関係機関や四日市市の取り組みの成果であると認識している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応に伴う影響で研修等の実施が難しい状況であったことは推察できるが、引き続き在宅医療を支える体制の整備や環境づくりを行うことで在宅医療の推進を図ること。

⑦ 訪問看護ステーションへの継続したサポート体制について【有効性の視点】

市内には訪問看護ステーションが多数あり、健康福祉課において看護師等に対する研修等や相談業務を実施することで、経営の安定化につながる取り組みを行っている。訪問看護ステーションは、子育て世代の看護師にとって働きやすい環境であるため、潜在看護師の活躍が期待できるとともに、コロナ禍における看護師不足に寄与することで地域医療の充実も期待できる。訪問看護師の充足につながるよう、きめ細やかにフォローアップすること。

⑧ 四日市市社会福祉協議会との連携について【有効性の視点】

健康福祉課を含め健康福祉部では、四日市市社会福祉協議会への補助金の支出や業務を委託し、地域福祉の向上を図っている。市から四日市市社会福祉協議会への委託業務や四日市市社会福祉協議会が行う事業も増加傾向にあり、業務内容に見合った体制の整備が望まれる。市は四日市市社会福祉協議会と十分に連携・協力して、市民への福祉サービスの充実に努めること。

⑨ シルバー人材センターへの補助事業について【有効性の視点】

シルバー人材センターの運営及び事業に対して補助金を支出し、支援を行っている。少子高齢化が進む中、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るために、事業成果の検証も進めながら活力ある地域社会づくりに努めること。

## 健康福祉部 保護課

### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象
  - 対象部局 健康福祉部保護課
  - 対象年度 令和2年度
  - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
  - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
  - 監査期間 令和3年11月11日

#### 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

### 第2 監査対象の概要

健康福祉部保護課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【保護課】

保護課 職員2人 管理係	(1) 法外扶助に関すること。
	(2) 課の庶務に関すること。
職員5人 会計年度任用5人	社会福祉事務所
	(1) 保護金品の支出に関すること。
保護第1係 職員7人 会計年度任用2人	(1) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
	(2) 未帰還者、引揚者及び一時帰国者に対する援護に関すること。
保護第2係 職員8人	社会福祉事務所
保護第3係 職員8人 会計年度任用1人	(1) 生活保護法に基づく保護の調査、決定及び実施に関すること。
	(2) 査察指導に関すること。
保護第4係 職員11人 会計年度任用2人	(3) 医療事務に関すること。
	(4) 低所得者の生活相談及び指導に関すること。
※保護第1係～保護第4係の業務内容は共通	

（職員41人、会計年度任用職員10人）

### 第3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置におけるリスク
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 個人情報の取り扱いにおけるリスク
- (5) 現金の管理におけるリスク
- (6) 適正な給付におけるリスク

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、現金管理や支出事務等において点数が高く、全体的にもリスクが高い評価となった。事前調査の結果、文書管理事務等について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取り扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理漏れ、着服等のリスク	4 / 4	

支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	
契約事務	プロポーザルによる契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

## (2) 職員配置におけるリスク

- ◆保護課においては勤続3年未満の職員が6割以上を占めているが、生活保護のケースワーカー等の業務を行うにあたり、技術や知識の継承などにおいて支障はないか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- ケースワーカーとしては、皆が同じ業務を行っており、周囲に相談しやすい環境であるとともに、係長や先輩職員による指導、助言が適宜行われている。また、定期的に職場全体での会議を開催するなど情報共有を図っているほか、各種研修への参加も積極的に行っている。

### (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員39人に対して、9人が年間360時間を超える時間外勤務(\*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(\*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。

職員のワーク・ライフ・バランスを確保し、健康に働くことができる環境をつくるためにも、職員間で担当業務量に大きな差が生じることのないよう業務分担に留意しつつ、時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

\*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

\*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

#### 意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行うことで時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

### (4) 個人情報の取扱いにおけるリスク

- ◆生活保護の受給者であることは、十分な配慮を必要とする個人情報であることに加え、保護課は保護受給者の生活状況や親族関係から病歴に至るまで非常に多くの個人情報を取り扱っている。こうした個人情報の漏洩などが生じることはないか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 個人情報が記載された個別ファイルは原則として所属外に持ち出さないこととしている。郵送物については、送付先の確認を複数の職員で行うようにしている。また、個人情報の管理について、定期的を開催する会議の場で周知を図っている。

## (5) 現金の管理におけるリスク

- ◆保護課では、生活保護費を現金で支給する場合など、多くの現金を扱うことがある。こうした現金の取扱いについては、紛失等の事例が生じることがないように、適切に管理されているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 現金は、勤務時間中は課長席の隣にある備え付け金庫において、係ごとに係長が中心となって保管、管理をし、内規に基づいて取り扱っている。生活保護費は原則として口座払いとしており、現金での支給をする場合は担当を含めた複数職員で実施するなど、現金の取扱いに留意している。

### 意見

保護課では、扱う現金の金額が非常に大きい。常に慎重に取り扱っているとは思いますが、現金の管理方法等についても絶えず見直しを行い、現金の管理で事故が生じることのないよう、十分な注意を払って業務にあたること。

## (6) 適正な給付におけるリスク

- ◆保護課では、住居確保給付金の支給事務について、誤った解釈に基づいて支給していた事実が発覚している。今後誤った支給が行われないよう、適切な取り組みが行われているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 住居確保給付金の支給については、三重県から導入した「支給算定ツール」を用いて正確な支給額が算定されるよう改善している。また、定期的開催する会議においても改めて制度について周知を行うほか、支給に際しては複数職員でのチェックも行い、適切な支給ができるよう努めている。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

### 意見

#### ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 生活保護の実施体制の整備について【効率性・有効性の視点】

ケースワーカー1人あたりの担当世帯数が、社会福祉法にもとづく標準数を上回っており、職員が不足している状況にあるため、職員の適正配置が実現するよう努めること。また職員数が少ない現状においても、生活保護業務の適正執行に支障が生じることのないよう取り組むこと。

③ 生活保護費の返還における適正な事務執行について【効率性・有効性の視点】

生活保護費の返還について、公平性の観点から適正に実施するという前提の上で、保護受給者や生活保護から自立した人は概ね経済的に厳しい状況にあることが予測される。実態を把握せずに返還を求めることは生活の圧迫につながる恐れがあるので、状況に応じて慎重に行う必要がある。適正な生活保護の執行のためにも、生活保護費の返還について適切に対応すること。

④ 適切な面接相談の実施について【効率性・有効性の視点】

ア 保護課における面接相談事務は、基本的には会計年度任用職員2人が担っている。困難案件については査察指導員等に相談を行う体制になっているが、保護課における相談業務は様々な知識が必要とされる業務であり、経験年数の短い職員もいることから、課として相談員へのフォローをしっかりと行い、適切な相談対応ができるように努めること。

イ 保護課に相談に来る市民のなかには不正受給が疑われる人もいるとは思いますが、多くの人は様々な事情を抱え必要に迫られて相談に来る。本人以外からの相談への対応を含め、まずは相手の状況をしっかりと聞き取り、適切な対応を行うよう努めること。

⑤ 子ども学習支援事業について【効率性・有効性の視点】

子ども学習支援事業については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり利用実績も少なく、また欠席が続く利用者がみられるなど課題もあるが、非常に重要な事業である。教育委員会等とも連携を取りながら、よい成果が挙げられるよう取り組むこと。

⑥ 就労支援事業について【効率性・有効性の視点】

保護課に隣接するハローワークの就職相談コーナーについては、就職に至った利用者も多く、かなり成果を上げている。生活保護受給者に対しても、このハローワーク事業としっかりと連携をとり、就労に繋げることができるよう取り組むこと。

⑦ 医療扶助の適正実施について【効率性・有効性の視点】

生活保護において医療扶助の占める割合は非常に大きい。被保護者健康管理支援事業において配布している健康づくりに関するお知らせを活用して保護受給者に適切な受診を促すなどし、医療扶助の増加防止に繋がるよう取り組むこと。

⑧ 職員の安全・健康の確保について【有効性の視点】

保護課の業務においては対応が困難な案件も多く、職員が危険な状況にあう可能性も考えられる。課内でしっかりと情報共有を行い、職員の安全や心の健康の確保に努めること。

## 健康福祉部 高齢福祉課

### 第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 高齢福祉課

対象年度 令和2年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月9日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

### 第2 監査対象の概要

健康福祉部高齢福祉課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【高齢福祉課】

高齢福祉課 職員1人  企画係 職員3人 会計年度任用6人	(1) 地域包括ケアシステムの企画及び調整に関すること。
	(2) 高齢者福祉施策の企画及び調整に関すること。
	(3) 敬老事業に関すること。
	(4) 老人クラブの支援に関すること。
	(5) その他高齢者福祉施策に関すること。
	(6) 課の庶務に関すること。
地域支援係  職員9人 再任用職員1人 会計年度任用3人	(1) 高齢者福祉施策に関する指導及び相談に関すること。
	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
	(3) 包括的支援事業及び任意事業に関すること。
	(4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく費用の支弁及び徴収並びに審判の請求に関すること。
	(5) 高齢者虐待の防止に関すること。
社会福祉事務所 高齢福祉課 地域支援係	(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく指導、相談及び措置に関すること。
	(2) 日常生活用具の給付に関すること。

（職員13人、再任用職員1人、会計年度任用職員9人）

### 第3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 老人福祉センターの統合、リニューアルにおけるリスク

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては全体的にリスクは高く、財務会計事務、文書事務などについて、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4/4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか（負担金は研修負担金を除く。）	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	

支出事務	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	○
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用（又は、市民に有効利用）されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

## (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員10人に対して、6人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

## 意見

時間外勤務時間数が多いが、多岐にわたる大量の業務に対応するのに十分な職員数ではないのではないか。人事課に対し、人員配置の要求を強く行うこと。

## (3) 職員配置におけるリスク

- ◆当所属の勤続年数について、3年未満の職員が約7割を占めており、勤続年数の短い職員の割合が大きくなっている。新規採用職員が配属されることが多いので、入庁からの年次も浅い職員が多い。人事異動等に際して引継ぎ等が適切に行われているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 従来から専門性の高い業務であるが、高齢化の進行に伴う家族形態や地域社会の変化により複雑化・多様化するケースに対応するため、より高度な知識が求められる。業務中での個別の指導に加え、課内研修、文書等での周知を行っている。

しかし、事務処理については、一部に誤りがあり、チェック機能の見直しが必要である。

## (4) 老人福祉センターの統合、リニューアルにおけるリスク

- ◆現在二か所ある老人福祉センターについて、今後、中央老人福祉センターの一か所に統合されることで、利便性が下がり、事業の効果が薄れることにはならないか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- △ 老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供する施設として役割を果たしてきたが、高齢化の進展、民間サービスの充実など高齢者を取り巻く環境が変化してきた中で、その役割を見直し、介護予防及び認知症支援の拠点施設としてリニューアルすることとした。今後、新たな機能を担うとともに、市内全域を対象とする拠点施設として事業を効果的に実施できるよう取り組んでいく必要がある。

## 意見

老人福祉センターの統合について、まだ不安を持つ利用者、地域住民もいると思われるので、今後もより一層丁寧な説明を行うこと。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 指摘

内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

## 意見

① 有資格者の活動について【有効性の視点】

理学療法士も数人配属されており、介護予防の普及啓発促進や出前講座などさまざまな取り組みを行っている。資格を所有する職員が直接業務に携わることは、そうでない場合に比較して、相手方や地域住民の満足感を一層高めることができる。引き続き有効な活動ができるよう、サポートしていくこと。

② 在宅介護支援センターの活動状況について【有効性の視点・公平性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 在宅介護支援センターの活動状況に差があるように感じられる。取り組みの弱い部分等を把握して目配りを利かせるとともに、地域ブロック間の意見交換の場などを有効に活用し、全体的なボトムアップを図ること。

イ 適切な機関につなぐために何度も足を運ぶなど、きめ細やかな取り組みを行っている在宅介護支援センターもある。このような表面に出てこない活動も評価できるような仕組みを検討すること。

③ 認知症に関する支援事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 認知症高齢者の支援事業としてさまざまな取り組みを行っているものの、GPSの貸与やあんしん保険事業、認知症初期集中支援チーム事業等、利用者が多いとはいえないものがみられる。認知症高齢者やその家族が安心して生活できるよう、さらに啓発に力を入れること。

イ 高齢化社会が今後もさらに進むと思われる中で、認知症の人の数も増加していくことが予想される。現在も、認知症サポーターや認知症フレンズの養成、認知症カフェの開催等、認知症の人やその家族を支援する様々な事業が実施されているが、認知症の人の増加に十分対応できるような体制の整備を進めること。

ウ 認知症サポーターや認知症フレンズの人数を増やすことは大切であるが、より効

果をあげるために、その活躍の場を充実させること。

④ 訪問型、通所型の住民主体サービスについて【住民福祉の向上の視点】

ア 2025年までに、全地区に設置することを目標としているが、現段階ではまだその半分ほどしか整備されていない。サービスを充実させるよう、力を入れて取り組むこと。

イ 地域の各種団体が実施主体となっているが、チェックの目が行き届きにくいと考えられる。今後も事業を進めていく上で、サービスの品質担保のため、チェックする仕組みを検討すること。

⑤ 社会福祉協議会への業務委託について【住民福祉の向上の視点】

社会福祉協議会へ数多くの業務を委託しているが、実績の確認や現状把握を随時行い、常に目を配ること。

⑥ 補助金の対象経費について【合規性の視点】

事業に対する補助金については、市民の理解を得られるよう、対象とする要件や経費を要綱等で明瞭なものにし、その規程に基づいて適切に支出することを強く念頭において手続きを行うこと。

## 健康福祉部 介護保険課

### 第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部介護保険課

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月9日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

### 第2 監査対象の概要

健康福祉部介護保険課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【介護保険課】

介護保険課 職員1人 管理・保険料係 職員11人 会計年度任用4人	(1) 介護保険事業の企画及び調整に関すること。
	(2) 四日市市介護保険給付費支払準備基金に関すること。
	(3) 介護サービス事業者等に関すること。
	(4) 老人福祉施設等の整備に関すること。
	(5) 介護保険料の賦課、調定及び減免に関すること。
	(6) 介護保険料の収納及び督促に関すること。
	(7) 介護保険料の滞納処分及び欠損処分に関すること。
	(8) 介護保険料の過誤納金の還付及び充当に関すること。
	(9) 介護保険の給付に関すること。
	(10) その他介護保険事業に関すること。
	(11) 課の庶務に関すること。
認定審査係 職員11人 再任用1人 会計年度任用20人	(1) 要介護認定申請に関すること。
	(2) 要介護認定調査に関すること。
	(3) 要介護認定に関すること。

	(4) 三泗介護認定審査会の運営に関すること。
	(5) 介護保険被保険者の資格に関すること。

(職員 23 名、再任用職員 1 人、会計年度任用職員 24 人)

### 第3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置におけるリスク

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、財産管理を除く全ての項目で点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査で確認した限りにおいては、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	

	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルにより契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

## (2) 職員配置におけるリスク

- ◆介護保険課においては勤続3年未満の職員が約6割を占めており、その中には採用から間もない職員も多く、業務上の知識やノウハウの継承などにおいて支障はないか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

△ 現在、保険料の滞納整理業務については、管理・保険料係の特定職員の経験・知識による滞納処分・法的措置の実施や、収納推進課と協議しながら進めている部分が少なくない。業務に関するマニュアルの作成や、複数の職員による担当制を取ることにより、業務上の知識やノウハウの継承に努めている。

## 意見

滞納保険料の徴収対策について

介護保険料第1号被保険者分にかかる現年度分の滞納繰越額は減少しているものの、令和2年度における現年度分の収納未済額（令和3年度への滞納繰越）は3,800万円あり、引き続き、徴収対策には力を入れていくこと。

## (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員21人に対して、14人が年間360時間を超える時間外勤務(\*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(\*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

\*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

\*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

## 意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

## 2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

### ① 介護ニーズの把握について【有効性の視点】

現在、多様な高齢者向け施設が整備され、空きがある特別養護老人ホームが存在するような状況がある。特別養護老人ホームの待機者状況や有料老人ホーム等の実態調査をしっかりと行うことにより、現在のニーズを的確に把握し、今後の介護保険事業計画・高齢者福祉計画に反映していくこと。

### ② デイサービス施設の運営について【有効性の視点】

最近のコロナ禍で、デイサービスの利用が減少しており、特にデイサービスのみを運営している法人において、経営が厳しくなっていることが推定される。今後も、需要と供給のバランスに留意しながら、必要なサービス量を介護保険事業計画に反映していくこと。

### ③ 認知症の対策について【有効性の視点】

認知症に該当する人が増加しているなか、グループホームの数にも限りがあるため、グループホームに入居できなくてデイサービスを利用している認知症の人もある。認知症になると、夜の徘徊など家庭での介護が大変になることが多いので、デイサービスからショートステイへの利用転換の促進や、24時間体制の多機能な介護施設の整備など、本市の状況にあった認知症対策を検討すること。

### ④ 要介護認定調査業務委託にかかる業者への指導について【合規性の視点】

介護認定の認定更新に当たり、委託先の調査員が見込みの認定判断を安易に伝えることがないように、委託先への指導を徹底すること。

### ⑤ 四日市市社会福祉協議会への業務委託について【合規性の視点】

健康福祉部の業務の中で四日市市社会福祉協議会に委託している範囲は大きく、介護保険課においては、要介護認定調査にかかる業務を委託している。同団体は、福祉サービス提供事業者でもあるので、委託業務の実施にあたっては、公平性が保たれるよう注意すること。

## 健康福祉部 障害福祉課

### 第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部障害福祉課

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月15日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

### 第2 監査対象の概要

健康福祉部障害福祉課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【障害福祉課】

障害福祉課 職員1人 管理係	(1) 障害福祉施策の企画及び調整に関すること。
	(2) 障害福祉施設及び福祉環境の整備に関すること。
	(3) たんぽぽ、共栄作業所、あさけワークス、障害者体育センター及び障害者福祉センターの管理運営に関すること。
	(4) 自立支援給付のうち、自立支援医療費（更生医療）、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、補装具費及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。
	(5) 指定特定相談支援事業者の指定に関すること。
	(6) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく措置に要する費用の徴収に関すること。
	(7) 障害者相談員の設置に関すること。
	(8) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
	(9) その他障害福祉事業に関すること。
	(10) 課の庶務に関すること。

職員 9 人 会計年度任用 5 人	
	社会福祉事務所
	(1) 身体障害者手帳及び療育手等の交付に関する事 こと。
	(2) 身体障害者更生相談所等への判定及び意見の請求に関する事 こと。
障害福祉係	(3) 戦傷業者の補装具の交付等に関する事 こと。
	(1) 自立支援給付のうち、介護給付費、特例介護給付費、訓練等 給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定 障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給 付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給 に関する事 こと。
	(2) 障害支援区分の認定に関する事 こと。
	(3) 地域生活支援事業に関する事 こと。
	(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく市長保護に関する事 こと。
	(5) その他障害福祉相談に関する事 こと。
	社会福祉事務所
	(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく障害福 祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事 こと。
	(2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に基づく障害福 祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事 こと。
(3) 知的障害者更生相談所への判定の請求に関する事 こと。	
手当・医療費係	(1) 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当（経過措置） に関する事 こと。
	(2) 外国人福祉給付金及び重度障害手当に関する事 こと。
	(3) 福祉医療費（ただし、子ども医療費及び一人親家庭医療等医 療費を除く。）の助成に関する事 こと。
職員 6 人 会計年度任用 4 人	

(職員 25 人、会計年度任用職員 18 人)

### 第 3 監査の着眼点

#### 1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 給付費、助成費の支給先に誤りがあるリスク

(5) 業務委託について、事業の進捗管理の把握がなされないリスク

2. 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

**第4 監査結果**

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

**1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果**

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが高い評価となった。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されているリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	

	指定管理者制度を導入しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生リスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ◆保健所兼務、育児休業取得者等が複数名在籍しているが、効率的な業務のための職場での工夫はなされているか。

**リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）**

- 業務の効率化を図るため、RPAの導入に向け、取り組みを進めている。また、会計年度任用職員の活用を含め、係間の応援体制や事務分担の見直しを図るなどの工夫を行っている。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

**リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）**

- × 時間外勤務対象職員19人に対して、13人が年間360時間を超える時間外勤務(\*)を行っていた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環

境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

\* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

## 意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

### (4) 給付費、助成費の支給先に誤りがあるリスク

◆給付について、支給相手先への支払い誤りや認定誤りによる支給対象外者への支払いが生じていないか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 支給相手先の振込先入力後は、入力誤りがないよう複数人で確認をしていることから別人への振込みは生じていない。

窓口対応の際などに制度の見落としがないよう、会計年度任用職員も含め、全職員に確認の重要性について改めて周知している。

### (5) 業務委託について、事業の進捗管理の把握がなされないリスク

◆多数の業務委託を行っているが、事業の進捗管理を把握しているか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 一例として地域生活支援事業相談支援事業については、年度毎に委託先5事業所の内、2か所の現場に行き相談記録や毎日の報告の確認をし、定期的に職員やコーディネーターとの意見交換を行っている。仕様書に基づき委託業務が行われているかを確認し、業務完了後には、完了報告書、実績報告書、成果品等の提出により、履行確認を行っている。

## 2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

### 意見

#### ① 障害者医療費の身体障害者4級への助成について【有効性の視点】

平成27年2月定例会議会において、障害者医療費助成の身体障害者4級への拡大を求める請願が出され、採択された。令和2年9月診療分より、通院分の医療費助成を開始し拡大を図っているが、障害のある人が必要な医療を受けられる機会の保障と重症化の防止に向けて、現在の状況をしっかりと把握すること。

#### ② 障害者グループホームの整備について【住民福祉の向上の視点】

介護者は障害者の将来を心配し、障害者グループホームの整備を望む声が高い状況である。比較的軽度の障害者の部屋の数は充足しているものの、重度の障害者、高度障害、医療的なケアが必要な人を受け入れる施設は非常に不足している。重度の障害者や医療的ケア等ができるような施設の整備を進めていくこと。

③ 日常生活用具給付事業について【住民福祉の向上の視点】

主に紙おむつやストーマを対象とした日常生活用具給付事業について、障害者総合支援法の基準に合わせ、支給条件の見直しを検討している。利用者にとって分かりやすい制度となり、また業務の効率化につながることであり、しっかりと見直しを進めること。

④ 情報、知識の共有化について【住民福祉の向上の視点】

当課の業務は複雑な制度のもとに行っているため煩雑であるが、制度利用者や給付内容に不公平が生じないように知識の平準化が望まれる。様々な機会を通して情報、知識の共有化を行い、職員のレベルの向上により、市民の利便性を保つような業務の改善を行うこと。

⑤ 地域生活支援事業相談支援事業運営委託について【住民福祉の向上の視点】

地域生活支援事業相談支援事業運営委託は、単独随意契約であることから競争性がないため、事業者の業務が適切に行われるようにチェックし、利用者にとって利用しやすいというところに視点をおくような事業とすること。

⑥ 重度障害者タクシー料金助成について【住民福祉の向上の視点】

重度障害者タクシー料金助成の見直しを図り、利用券を一度に使用できる枚数が増えた人もいるが、一方見直しにより助成の対象でなくなった人もいる。今後、対象外になった人などからの声を聴くなど、今回の見直しについてしっかりと評価すること。

⑦ たんぼぼSOG取替工事について【有効性の視点】

SOG（架空線用高圧気中開閉器）取替工事を行っているが、施設の電気保安業務の点検結果等を指定管理者と情報共有しながら施設運営に支障が生じないようにすること。

\*SOGとは高圧受電設備の責任分界点に設置されるPAS（気中負荷開閉器）やUGS（地中線用負荷開閉器）に付属する保護継電気装置のことであり、需要家側の設備における電気事故が発生した場合に、近隣への波及事故を防ぐ役割をもっている。

⑧ 事務処理について【法規性の視点】

管理者はチェック機能を働かせて、書類の不備がないようにマネジメントを行うこと。

## 健康福祉部 健康づくり課

### 第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部健康づくり課

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

### 第2 監査対象の概要

健康福祉部健康づくり課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【健康づくり課】

健康づくり課 職員2人 成人健診係 職員5人 会計年度任用7人	(1) 健診及び相談に関する事。
	(2) 予防接種に関する事。
	(3) 課の庶務に関する事。
健康づくり係  職員7人 会計年度任用6人	(1) 健康づくりの推進に関する事。
	(2) 食育の推進に関する事。
	(3) 三重北勢健康増進センターに関する事。
	<b>【保健所】</b>
	(1) 健康の保持及び増進に関する事。
	(2) 栄養指導に関する事。
	(3) 国民健康・栄養調査に関する事。
三重北勢健康増進センター 再任用4人	(1) 運動施設等及び会議施設の使用許可に関する事。
	(2) 前号に掲げるもののほか、健康増進センターの事業及び管理運営に関する事。

### 第 3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置におけるリスク
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 健康増進のための事業の効果にかかるリスク
- (5) 健康ボランティアの高齢化によるリスク

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、現金管理、基金を除く全ての項目で点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、公印管理、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6 / 6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリス	6 / 6	○

		ク		
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

## (2) 職員配置におけるリスク

- ◆健康づくり課においては勤続3年未満の職員が半数を占めており、その中には採用から間もない職員も多い。一方、成人健診係では、保健師の係長は19年の長期在籍であり、業務上の知識やノウハウの継承などにおいて支障はないか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 各係の繁忙期に、職員を別の係の業務に応援の形で従事させることにより、課全体としてできる限り多くの業務を経験させるように努めており、課内では、時間内で研修を行い、全ての職員が課の業務を把握するように努めている (令和2年度は

業務多忙で、あまりできていない)。また、マニュアルは作成されているが、制度がよく変わり、マニュアルには記載できない詳細な業務内容は、保健師の業務経験によるところが大きい。そのため、人事課とは、保健師の配置について十分考慮されるよう話し合いを行っている。

### (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

#### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

× 時間外勤務対象職員13人に対して2人が年間360時間を超える時間外勤務(\*1)を行っており、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(\*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

\*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

\*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

## 意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

### (4) 健康増進のための事業の効果にかかるリスク

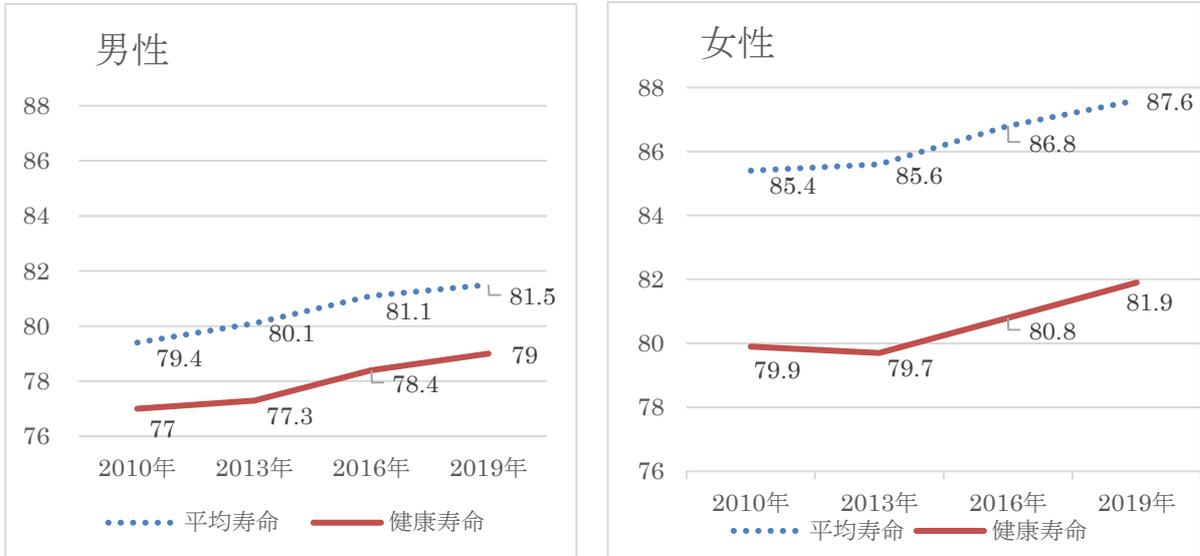
- ◆健康ボランティア活動を推進し、健康づくり教室の開催などを行い、また、三重北勢健康増進センターでは、市民に自主的に健康づくりに取り組める環境を提供しており、市民の健康増進を図っている。これらの事業が、効果として表れているか。

#### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

○ 効果はすぐに表れるものではないので、長期的にみていく必要がある。現状としては、健康寿命の延伸として表れている。教室参加やボランティア活動による効果は、アンケートなどにより把握し、好評価が得られている。ボランティア活動は、個々の

健康づくりの継続にもつながっている。

(参考) 四日市市の平均寿命と健康寿命の推移



※「健康寿命」：平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間（障害期間）を差し引いた期間

(5) 健康ボランティアの高齢化によるリスク

◆健康ボランティア（ステキ健康サポーター、食生活改善推進員）の高齢化により、健康づくり推進活動の担い手不足が生じていないか。

**リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）**

○ 徐々に高齢化が進んでいるが、現在のところ、活動に支障は生じていない。対策として、新規会員が長く活動できるようスキルアップ研修などの実施や、様々な健康づくり教室や広報にて、新規会員募集を行っていく必要がある。

**意見**

ステキ健康サポーターは、身近な公園で運動教室を行うなど、重要な地域の健康づくり推進の役割を担っているが、認知度が低い。担い手不足が生じないように、周知に力を入れること。

**2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果**

**意見**

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執

行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 各種検診の受診率向上について【住民福祉の向上・効率性の視点】

市の施策として特に受診率向上を目指している乳がん検診について、受診率が徐々に向上しているが、国の受診率目標値である50%には到達しておらず、今後も、対象者への啓発・周知方法の工夫や関係機関との連携などにより、受診率を向上させるような取り組みを進めること。

③ 公園の健康遊具等を活用した健康づくりについて【有効性の視点】

青空教室などにより身近な公園の遊具等を活用した健康づくりを推進しているが、今後より多くの市民の参加による事業の広がりとともに健康遊具の利用促進や整備効果を高めることにもつながるよう、関係部局と活用状況等に係る情報交換を行い、連携を密にして事業の推進に取り組むこと。

④ 食生活改善推進員の活動について【有効性の視点】

食生活改善推進員は、地区市民センターの調理室等で調理教室を開催したり、コロナ禍ではレシピの配付などにより、食生活の改善を通じて健康づくりにつながるよう活動しているが、その実態がわかりにくい。健康を意識した食生活は重要なことであるので、活動が見えるような工夫をして継続していくこと。

⑤ 企業に対する指導・啓発について【有効性の視点】

近年、企業において、職員の健康を守ることが企業にとっても重要であるという「健康経営」の志向が高まっている。そういった機運に乗じ、企業に対して出前講座のPRを行うなど、健康づくり課から指導・啓発に努めること。

⑥ 子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種について【有効性の視点】

子宮頸がんワクチンの定期接種は国の勧告により、積極的な勧奨を差し控えられてきていたが、現在、国がキャッチアップ接種の検討を行っている状況にある。本市においても、キャッチアップ接種の開始に備え、健康づくり課とこども未来部担当課との役割分担を決めておくこと。

## 健康福祉部 保険年金課

### 第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部保険年金課

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査等の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月16日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

### 第2 監査対象の概要

健康福祉部保険年金課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【保険年金課】

保険年金課 職員2人 管理係 職員4人 再任用職員1人 会計年度任用6人	(1) 国民健康保険事業の企画、調査統計及び啓発に関すること。
	(2) 国民年金の統計及び報告に関すること。
	(3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
	(4) 国民健康保険支払準備基金に関すること。
	(5) 保健事業に関すること。
	(6) 保険料収納室に関すること。
	(7) 課の庶務に関すること。
資格係 職員6人 会計年度任用5人	(1) 国民健康保険被保険者の資格に関すること。
	(2) 後期高齢者医療保険被保険者の資格の受付に関すること。
給付係 職員5人 会計年度任用5人	(1) 国民健康保険の給付に関すること。
	(2) 後期高齢者医療保険の給付に関すること。
	(3) 診療報酬に関すること。
	(4) 国民健康保険の給付統計に関すること。
年金係	(1) 国民年金被保険者の資格に関すること。

職員 2 人 再任用 1 人 会計年度任用 2 人	(2) 国民年金保険料の免除に関する事
	(3) 国民年金の裁定請求その他給付に関する事
	(4) 国民年金制度の啓発に関する事
	(5) その他国民年金に関する事
	(1) 国民健康保険料の賦課、調定及び減免に関する事
保険料収納室  職員 10 人 会計年度任用 16 人	(2) 後期高齢者医療保険料に係る申請書の受付、通知等に関する事
	(3) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納及び督促に関する事
	(4) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分及び欠損処分に関する事
	(5) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の過誤納金の還付及び充当に関する事
	(6) 保険料納付指導員に関する事
	(7) 室の庶務に関する事

(職員 29 人、再任用職員 2 人、会計年度任用職員 34 人)

### 第 3 監査の着眼点

#### 1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク (人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ)
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 保険料の現金取扱いのリスク
- (5) 保険料の滞納のリスク

#### 2. 3E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが高い評価となった。事前調査の結果、事

務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4/4	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	6/6	
	滞納債権があるか	滞納債権の適正な管理がされないリスク	4/4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4/4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	

	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 4	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

(2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ◆保健所等兼務、育児休業取得者が複数名在籍しているが、効率的な業務のための職場での工夫はなされているか。

**リスク発現の可能性**（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 各係・室でそれぞれ事務分担を考え、偏りなく組織として業務に取り組めるよう工夫している。令和3年度においては育児休業者の代替の正職員が保険年金課、保険料収納室に1名ずつ配置された。管理係は保健師が配属されたものの主事が減員となったことから庶務担当者の業務量が増加した。年金係は正職員が2名のため、年休の取得に苦慮している。保険料収納室は保険料の賦課をし、収納も行っているため、職員数に対し業務量が多大である。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

× 時間外勤務対象職員26人に対して13人が年間360時間を超える時間外勤務(\*1)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(\*2)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

\*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

\*2 過労死の労災認定基準:発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

#### 意見

① 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

② 時間外勤務が多い職員の対応のみで業務を済ませると職員にしわ寄せとなることから、必要があれば人員を要求するなど検討し、職員の健康を害することのないよう、時間外勤務の縮減に取り組むこと。

#### (4) 保険料の現金取扱いのリスク

- ◆保険料納付指導員は臨戸訪問をして保険料の徴収を行うことで現金を取り扱うため、適切な管理がなされているか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 保険料納付指導員は嘱託職員から会計年度任用職員に変更となった。これにより勤務形態が、本庁に出勤し、外勤して帰庁することとなったため、現金を徴収した場合には、当日中に上位職による現金と納付書のチェックを必ず行っている。

#### (5) 保険料の滞納のリスク

- ◆公平性の観点から、滞納とならないような対策及び滞納となった際の早急な対応がなされているか。

## リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 市役所・地区市民センターや金融機関、コンビニエンスストア等の窓口に出向くことなくスマートフォン・タブレット端末で納付書のバーコードを読み取り納付することができる環境も用意している。また未納を防ぐため、保険料納付指導員による口座振替の推奨を行っているが、今後も納付手段の多様化について検討していく必要がある。

納付忘れと思われる未納者に対しては、三重県国民健康保険団体連合会に委託して電話による自主納付の呼びかけを行い、早い段階から未納とならないようにしている。また、滞納繰越とならないよう、現年度分の徴収に力を注いでいる。

差押可能財産が判明した滞納者においては、滞納処分を行うとともに、徴収困難な事案については収納推進課に移管するなど、滞納金額の抑制に努めている。

## 意見

保険料の納付について、収納率向上を目的として現在多様な納付方法を行っているが、今後クレジット収納に向けて検討しているところである。検討にあたっては、その効果及びリスクを十分に精査すること。

## 2 3 E（経済性、有効性、効率性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

### 意見

#### ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

#### ② 国民健康保険の短期被保険者証の発行手続きについて【住民福祉の向上の視点】

国民健康保険の短期被保険者証の発行に関して相談に来た市民に対し、生活状況など詳細をしっかりと聞き取り、内容についての丁寧な説明対応をすること。

#### ③ 糖尿病性腎症重症化予防について【有効性の視点】

生活習慣病を起因として発症した糖尿病の患者への保健指導や、未治療者等への医療機関での受診の勧奨を行っている。重症化を予防するためにも、他の自治体の事例等の情報を収集し、研究すること。

#### ④ 重複・頻回受診者訪問指導について【有効性の視点】

重複・頻回受診者訪問指導を行っているが、引き続き対象者にきめ細やかに指導をすることによって適正な受診につなげるよう努めること。

#### ⑤ 運営協議会費について【有効性の視点】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、運営協議会は資料の送付により書面開催で行われたため、委員報酬は支払われていない。今後も様々な状況を想定し、オンライン等の開催などを検討すること。

## 評 価

後発医薬品利用差額通知書作成業務について

医療費の削減につながるよう後発医薬品利用差額通知書を作成し、被保険者に送付しているが、委託料に対し後発医薬品への切り替えの効果額が大きい。引き続き効果の検証をし、医療費の削減に努められたい。

# 健康福祉部 保健予防課

## 第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

対象部局 健康福祉部 保健予防課

対象年度 令和2年度

対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和4年2月1日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

## 第2 監査対象の概要

健康福祉部保健予防課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

### 【保健予防課】

保健所 職員2人 保健予防課 職員2人 管理医療係 職員3人 会計年度任用2人	(1) 医療機関の開設許可、立入検査、指導等に関すること。
	(2) 保健医療従事者の免許申請等に関すること。
	(3) 救急医療に関すること。
	(4) 人口動態統計その他地域保健に係る統計及び調査に関すること。
	(5) 献血及び臓器移植に関すること。
	(6) 所の事務事業の調整に関すること。
	(7) 所及び課の庶務に関すること。
保健予防係 職員18人 会計年度任用16人	(1) 感染症対策に関すること。
	(2) 感染症の診査に関する協議会に関すること。
	(3) 難病患者の支援に関すること。
	(4) 指定難病に係る特定医療、特定疾患医療、肝炎治療及び肝がん・重度肝硬変治療に関すること。
精神保健係 職員7人 会計年度任用4人	(1) 精神保健相談及び精神障害者保護に関すること。
	(2) 精神保健福祉手帳の交付申請に関すること。
	(3) 自立支援医療受給者証(精神通院)の交付申請に関すること。

(職員32人、会計年度任用職員22人)

### 第3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 現金の保管におけるリスク

(4) 適正な支出事務が行われないリスク

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響により健康危機管理の拠点としての通常業務に支障をきたすリスク

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては全体的にリスクは高く、財務会計事務、文書事務などについて、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しが行われず、効果のある事業が実施されないリスク	4/4	
現金管理	現金の取扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか（負担金は研修負担金を除く。）	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	

支出事務	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	
組織・人員	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点／リスク最大時評点)

## (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員16人に対して、9人が年間360時間を超える時間外勤務を行っていた。令和2年度のオーバーワークの原因は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものが大きいですが、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

### 意見

異常な時間外勤務状況が令和2年度から続いている。新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じた応援体制による職員の負担軽減や、効率的な業務の進め方など、職員の健康を守る方法を探り、時間外縮減のための取り組みを進めること。また、公共交通機関が動いていない時間帯に帰宅せざるをえない状況が生じた場合の手当ての必要性も検討すること。

## (3) 現金の保管におけるリスク

- ◆医療関係施設開設等手数料を窓口で現金にて収納する業務を行っており、月々の合計金額が大きいわけではないものの、一件につき一万円を超える金額を受け取ることがしばしばある。現金管理におけるリスクが懸念されるのではないかな。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 原則、即日に銀行へ振り込んでおり、夕方に受理した場合は金庫で保管して翌営業日に速やかに入金している。現金出納簿に都度記載し、所属長による確認も行っている。

## (4) 適正な支出事務が行われないリスク

- ◆令和2年度については新型コロナウイルス感染症への対応も大きな要因だが、比較的金額の大きい支出も多く、支出総額も大きい。特にコロナ禍の多忙な環境の中で、支出事務に

において内部統制が働きにくくなっていないか。

**リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）**

× 細かい書類の不備や、支出事務における誤りが散見された。しかし、事務処理後に気づいた誤りについての訂正処理は適切に行っている。また、適正な事務事業推進のためのチェック事項の一覧を作成し、それを用いて決裁をチェックするなど、誤りを防ぐ取り組みも行っている。

**(5) 新型コロナウイルス感染症の影響により健康危機管理の拠点としての通常業務に支障をきたすリスク**

◆保健所は、地域住民の健康を支える広域的・専門的・技術的拠点と位置づけられる施設であり、人々の命を守る重要な役割を担っている。新型コロナウイルス感染症への対応のため、保健所の業務は膨大な量となり、全庁的に他所属からの応援体制がつけられたものの、職員の負担は相当なものである。そのなかで、新型コロナウイルス感染症関連以外の業務の執行に大きな影響を及ぼすことはないか。

**リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）**

△ 令和2年度は、例えば指定難病の更新申請について、一定の期間の分は一年間は申請しなくてもよいとする厚生労働省からの通知などにより、通常業務の軽減が図られていたことで乗り切ることができた。しかし、令和3年度はそういった業務の軽減措置がなく、申請時期などは相当ハードな状況であった。新型コロナウイルス感染症への対応業務については、他所属の職員に兼務命令が発出されるなど、応援の体制がつけられたが、通常業務については応援の職員はいないため、保健予防課職員の負担は非常に大きいものとなる。

**2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果  
意見**

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 医療機関への立入検査について【住民福祉の向上の視点】

ア 医療機関への立入検査について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、厚生労働省からの通知に基づき、令和2年度は中止とし、令和3年度は病院のみ書面で実施しているとのことである。このような状況にあっても、毎年度見直される検査項目など、住民の健康を守るための医療機関への情報共有を確実に言い、引き続

き、適切な医療が提供されるよう尽力すること。

イ 今回、検査項目の改定に伴う管理知識を習得するためリモートでの研修が行われ、そこで得た情報は、係内の勉強会や資料の供覧によって職員間で共有しているとのことであるが、引き続き、情報共有には重きを置いて、職員の質の向上を図ること。

③ こころの相談業務について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

こころの相談業務は、コロナ禍において、より一層大切な分野となっている。新型コロナウイルス感染症への対応で業務がひっ迫している状況ではあるが、電話がつながることで、一刻を争う精神状態にある人の命が救われることがあるので、相談を受ける体制の充実に努めること。

④ 県の緊急医療情報システムについて【有効性の視点】

各自治体が費用を負担しているが、よりよい活用がなされるよう、県に対して意見などを伝えていくこと。

⑤ 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信・情報収集について【住民福祉の向上の視点】

ア 感染症が疑われるような症状を呈した市民が、どのような場合にかかりつけ医を受診するとよいかなどがまだわかりにくいいため、引き続き、多くの市民の目に留まるような情報発信に努めること。

イ 今後も新型コロナウイルス感染症の影響は続くであろう中で、次々とウイルスに関する新しい情報が発信されると考えられる。さまざまな方向へアンテナを張り、すみやかな情報収集を行って市民の疑問に答えられるように努めること。

⑥ 感染症対応などに備える体制づくりについて【住民福祉の向上の視点】

新型コロナウイルス感染症への対応業務において他部署からの応援体制がつけられているが、今後も、こうした状況が発生した場合に、健康福祉関係などの業務経験がある職員を即座に組み込めるような体制を整備しておくことが重要である。また、新型コロナウイルス感染症が終息した際には、今回の体制について全庁的に検証すること。

⑦ 医療専門職の今後の有効活用について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

現在、新型コロナウイルス感染症への対応業務において看護師や保健師などの協力を得ている。今後、新型コロナウイルス感染症が終息した後に、こういった人材を有効に活用できるよう、医療専門職を必要とする部局と協議しておくこと。

⑧ 骨髄等提供支援について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

重要な制度であるにもかかわらず、情報が十分に行きわたっていない。今後も啓発に力を入れ、必要な人が必要な時に適切に活用できるよう体制を整えること。

⑨ 感染症診査協議会について【有効性の視点】

さまざまな感染症患者への入院勧告や就業制限の措置の妥当性を担保するための感染症診査協議会について、医療的観点からも人権的観点からもその判断を行う重要な役割を担っているので、引き続き十分に機能させること。

⑩ 重要物品の有効活用について【有効性の視点】

感染症患者搬送陰圧装置について、陰圧装置自体の使用が必要となる場合は、市内

においては発生していないものの、患者の希望によりストレッチャーとして使用することはある。引き続き、患者の負担軽減となる場合など臨機応変に活用すること。

## 健康福祉部 衛生指導課

### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類                    定期監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象
  - 対象部局                    健康福祉部衛生指導課
  - 対象年度                    令和2年度
  - 対象事項                    財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
  - 実施場所                    四日市市役所 監査委員室
  - 監査期間                    令和4年1月31日

#### 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

### 第2 監査対象の概要

健康福祉部衛生指導課の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

#### 【衛生指導課】

衛生指導課 職員2人 生活衛生係 職員4人 会計年度任用5人	(1) 興行場、旅館、理容所、美容所等に関する事。
	(2) 墓地、火葬場等に関する事。
	(3) 狂犬病予防に関する事。
	(4) 動物の愛護及び管理に関する事。
	(5) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づく事務に関する事。
	(6) 課の庶務に関する事
食品薬事係 職員8人	(1) 薬事に関する事。
	(2) 毒物及び劇物に関する事。
	(3) 麻薬及び向精神薬に関する事。
	(4) 食品衛生に関する事。

（職員14人、会計年度任用職員5人）

### 第3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 専門的業務に対する内部統制上のリスク

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、現金管理や支出事務等点数が高いものがあるが、全体的にはリスクは低い評価となった。事前調査の結果、支出事務について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4 / 4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
現金管理	現金の取り扱いがあるか	現金の紛失、数え間違い、処理漏れ、着服等のリスク	4 / 4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手先の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	2 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	

契約事務	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
------	---	-------------------------	-------	--

(評点／リスク最大時評点)

## (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 新型コロナウイルス感染症対策のため、保健予防課への応援を含めて令和2年度は業務が増加したが、休日出勤に対する振替休の取得を徹底するなどの対応がとられており、時間外勤務の増加を抑えることができた。

### 意見

病気休暇や育児休業中の職員へのフォローアップについては、職場全体でしっかりと行うように心がけ、スムーズに職場復帰ができるような環境づくりに努めること。

## (3) 専門的業務に対する内部統制上のリスク

- ◆衛生指導課の業務は専門的なものが多く、業務の適正性の確保などの内部統制が確実に行われているか。

### リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 2人の係長が薬剤師と獣医師であり、副参事兼課長補佐は両系の係長も経験した薬剤師であることから、業務の適正性に対する専門的な観点からの内部統制は図ることができている。また、事務職である課長とも十分に情報共有を図り、財務事務をはじめとした一般的な行政事務の適正執行にも努めている。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

### 意見

#### ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

#### ② 専門職の人材確保と育成について【有効性の視点】

ア 衛生指導課の業務は、薬剤師や獣医師が担う専門的なものが多くを占めており、適正な業務執行のためには、こうした専門職の確保や人材育成が必要である。同じように専門職が配置されている食品衛生検査所ともしっかり連携を取りつつ、大学訪問などによる獣医師の確保に努めること。また、市立四日市病院や食品衛生検査所といった所属との人事異動や、三重県との人事交流を検討するなど、将来を見据えた継続的な人材育成に努めること。

イ 薬剤師や獣医師は市役所内での配属先が限られているなど、将来のキャリアアップが描きにくいという現状がある。転職などを理由とした職員の早期退職を防ぐためにも、食品衛生検査所等の専門職が配置されている職場との知識・情報の共有や研修などは重要であり、こうした取り組みなどを通じて専門職の職員が安心して勤務することができる職場環境づくりに努めること。

#### ③ 動物愛護について【有効性の視点】

ア TNR活動（※）の実施にあたっては、実施する地域の理解が必要不可欠となっている。野良猫などの問題をかかえる地域は市内にも多く存在すると思われるので、TNR活動のような仕組みがあることを地域に理解してもらうため、広く啓発を行い、事業の展開を図ること。

※TNR活動：飼い主のいない猫（野良猫）を捕獲（T）、不妊手術（N）し、元の場所に戻す（R）活動

イ 飼い主のいない猫の避妊去勢手術に対する補助金額を令和2年度から従来の倍額に拡充したことで、実際の手術件数が増加するなどの結果が出ている。今後も、三重県や自治会、ボランティア団体等の関係機関との意見交換などを通じ、より効果的な取り組みを行うこと。

ウ 飼い主のいない猫の避妊去勢手術に対する補助金については、補助金の対象となるかどうかは申請者からの申請に基づくものであり、実際に手術が行われたかどうかの確認も行われていない。対象となる猫の特定など実際には困難な点があることは理解できるが、現在の実施方法における課題などを把握し、必要に応じて改善を行うなど、適正な補助金執行に努めること。

エ 多頭飼育に関する問題については、関係機関と連携して細やかに対応することで解決へとつなげることができているが、今後は地域の高齢化が進むなかで新たな課題が生じることも想定される。引き続き状況に応じた対応に努め、市民の安全安心を守るができるよう取り組むこと。

オ 犬猫の販売時のマイクロチップ登録が令和4年6月以降に義務化されるが、畜犬登録業務とのワンストップ化など現状ではまだ課題がある部分も存在するとのことである。マイクロチップの導入により迷い犬や登録、予防注射の確認などをICTによって管理できるというものであり、市もしっかりと活用できるように取り組むこと。

④ 生活衛生について【有効性の視点】

理容所、美容所等の監視を毎年対象施設を抽出して実施しているが、引き続き関係組合と連携しつつ、もれなく確認できるように取り組むこと。

⑤ 公用車の事故について【有効性の視点】

公務中の運転については職員がリスクを認識するとともに、所属長は事故に関する注意喚起を行うなど、公用車の適正な運転に努め、事故の防止を図ること。

⑥ 充当財源について【有効性の視点】

衛生指導課の事業には、手数料収入などがその他特定財源として財源充当されている。対象となる事業の数が多いことから、どのようなルールに基づいて財源充当しているかを整理し、担当者の変更にも対応できるよう努めること。

# 健康福祉部 食品衛生検査所

## 第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 健康福祉部食品衛生検査所

対象年度 令和2年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和3年11月26日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

## 第2 監査対象の概要

健康福祉部食品衛生検査所の主な業務内容及び職員数（令和3年9月1日現在）は、次のとおりである。

### 【食品衛生検査所】

食品衛生検査所 職員2人 食肉検査グループ 職員13人 会計年度任用3人	(1) と畜検査に関すること。
	(2) 食鳥検査に関すること。
	(3) 所の庶務に関すること。
衛生検査グループ  職員4人 再任用1人	(1) 病理学検査に関すること。
	(2) 理化学検査に関すること。
	(3) 微生物検査に関すること。
	(4) 食品収去検査及び食中毒等検査に関すること。
	(5) 感染症検査、特定感染症検査及び肝炎検査に関すること。
	(6) その他保健衛生検査に関すること。

（職員19名、再任用職員1人、会計年度任用職員3人）

### 第3 監査の着眼点

#### 1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員配置におけるリスク

(3) 検査の正確性にかかるリスク

#### 2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

### 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

#### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

##### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、主要な事務事業、財産管理の項目で点数が高いが、全体的にリスクは低い評価となった。事前調査で確認した限りにおいては、概ね適正に事務処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	土地若しくは建物又は公の施設を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク	4 / 4	

(評点/リスク最大時評点)

##### (2) 職員配置におけるリスク

◆ 獣医師、臨床検査技師の確保や、業務上の知識・ノウハウの継承について支障はないか。

##### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 獣医師は、全国の獣医科大学の卒業生の獲得アプローチを積極的に行っているが、十分な職員の獲得ができていない。臨床検査技師は、検査技術の継承も含め、年齢

バランスのとれた職員の確保が必要であり、人材育成や人材確保のルートとしても市立四日市病院との人事交流が不可欠である。人事課に対して、人材確保の必要性を求めていく必要がある。

## 意見

### ① 獣医師の確保について

獣医科大学の卒業生からの人材確保が全国的な競争により困難な状況のなか、本市への就職を希望するようなインセンティブについても検討すること。

### ② 獣医師の人材育成について

本市における獣医師の人事配置については、食品衛生検査所と衛生指導課に限られているが、職員自身がキャリアデザインを描くことができるような人材育成に努めること。

## (3) 検査の正確性にかかるリスク

- ◆と畜の検査、食品・食中毒・感染症の微生物検査等について、正確な検査が行える環境が確保できているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 測定結果が正しいものとなるよう管理するための精度管理（※）を行っている。内部精度管理・外部精度管理を定期的に計画どおり行っており、検査精度の向上に努めている。また、検査員の知識と技術の向上を目的とした所内研修に力を入れ、令和2年度は12回実施している。所外の研修を受講した職員が他の職員に内容を報告したり、リモートによる研修会を職員全員で受講したりして、情報共有を図っている。

※ 精度管理とは、検査成績の信頼性を維持・向上させるための手段で、検査の正確さや精密さを確認する。外部精度管理とは、第三者機関による既知の検体を測定し、目的とする結果の正誤について評価を受け、検査方法や検査結果に誤りがないか確認をする。内部精度管理は外部精度管理と同様のことを組織内で行う。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

### 意見

#### ① 薬品の管理について【合規性の視点】

検査の試薬として薬品を保有しており、その中には劇物も含まれている。事故の起こらないよう、引き続き、適正な管理を行うこと。

#### ② 衛生検査部門の施設整備について【有効性の視点】

現在、衛生検査は、三重県四日市庁舎を借用して業務を行っており、市独自施設の整備を検討しているが、計画策定に当たっては、グランドデザインをしっかりと描くとともに、業務に携わる現場レベルでの考え方を明確な形として示すこと。

#### ③ 職員のメンタルヘルスケアについて【有効性の視点】

職務上のストレスが原因で体調を崩す職員に対しては、きめ細やかに対応を行い、

職場復帰をサポートすること。

# 政策推進部 新型コロナウイルス感染症対策室

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
  - 監査対象部局 政策推進部新型コロナウイルス感染症対策室
  - 対象年度 令和2年度
  - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
  - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
  - 監査期間 令和4年 1月31日

### 4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

## 第2 監査対象の概要

政策推進部新型コロナウイルス感染症対策室の主な業務内容（令和3年2月1日現在）及び職員数（令和3年11月1日現在）は、次のとおりである。

### 【新型コロナウイルス感染症対策室】

政策推進部 職員2人  新型コロナウイルス感染症対策室 職員13人 再任用1人 会計年度任用2人	(1) 感染症対策に係る全庁的な施策の調整及び広報に関すること
	(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る給付に関すること
	(3) 室の庶務に関すること
	(4) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務体制の整備及び関係機関との調整に関する事項
	(5) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療機関等の取りまとめ及び場所の確保に関する事項
	(6) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る周知・広報に関する事項
	(7) 新型コロナウイルスワクチン接種の通知及び接種券の発行に関する事項
	(8) 新型コロナウイルスワクチン分配数の記録及び接種の記録並びにワクチンの接種に係る進捗状況の把握に関する事項
	(9) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康被害救済に関する事項
	(10) その他新型コロナウイルスワクチン接種に関し必要な事項

## 第3 監査の着眼点

## 1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 給付金の振込先の入力に誤りがあるリスク
- (5) 業務の円滑な遂行が行われないリスク

## 2. 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

## 第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

### 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

#### (1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが高い評価となった。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4/4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	3/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
契約事務	プロポーザルによる契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
情報管理	個人情報扱	個人情報の漏えいや目的外使	4/4	

	ているか	用、データの改ざん、滅失等のリスク		
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4/4	
	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4/4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4/4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

## （2）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ◆令和2年度に新たに設置された所属であることから、職員数の不足は生じていないか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 設置された当初は職員が6名の体制であり、特別定額給付金申請受付の業務は日中、電話対応に追われ、時間外勤務に事務を行っていた状況である。新規採用職員等の応援体制により多少軽減されたものの土日も出勤体制を取っていたため、人数不足は否めない。

なお、令和3年度（令和3年11月1日現在）においては、状況に応じた増員が図られ、再任用職員、会計年度任用職員を含め、18名体制となった。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、兼務職員約80名により行うことで円滑な業務の遂行が図れている。

## （3）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員5人に対して、4人が年間360時間を超える時間外勤務(\*)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(\*)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図

るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

\*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

\*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

## 意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

### (4) 給付金の振込先の入力に誤りがあるリスク

◆給付について、支給相手先への支払い誤りや認定誤りによる支給対象外者への支払いが生じていないか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 支給相手先への振込には、通帳等のコピーを求め、口座誤りがないようにしたものの、申請書の文字やコピーが不鮮明であったことから振込できない場合があった。申請書と口座情報への入力に相違がないか、最大4人までチェックできる様式を作成し、複数人での確認を徹底したことから誤払いは生じていない。

### (5) 業務の円滑な遂行が行われぬリスク

◆新たな業務を行っていくにあたり、関係機関との調整や事務において、円滑に進められているか。

#### リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 当初、事務職員のみであり、医師会や国等関係機関との調整に課題が多かったが、令和3年度からは保健師も配置されノウハウも積み、ある程度円滑に進められるようになった。事務においても早い段階から作業を行っている。

## 2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果）

### 意見

#### ① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職

員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 新型コロナウイルスワクチン接種について【有効性の視点】

令和3年度から実施している新型コロナウイルスワクチンの接種に関し、限られたワクチンを無駄にしないよう管理をしっかりと行うとともに、金券である駐車券についても事故のないよう適切に保管すること。

③ 特別定額給付金のオンライン申請について【効率性の視点】

オンライン申請は全体の2.6%であったが、確認作業が紙での申請より時間がかかったとのことである。今後、本業務に限らず、オンライン申請が普及してくることが推察されるため、スムーズに対応できるようしっかりと検証し、庁内で情報共有を図ること。

④ 医師会との関係調整について【有効性の視点】

ワクチン接種に従事していただく医師やスタッフの確保、接種会場の選択に医師会との調整が必要であったとのことである。普段からのコミュニケーションが重要であることを十分認識の上、しっかりと情報共有しておくこと。

⑤ 接種会場の選定について【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】

限られた時間の中で接種会場を選定するのは難しい面もあると考えられるが、様々なリスクを想定しつつ、市民の利便性を重視し、接種会場の選定をすること。

⑥ ワクチン接種事業について【効率性の視点】

接種事業が終了した際には、当室が経験し蓄積されたノウハウを他へ提供し、次への取り組みにつなげて施策に反映できるよう、しっかりと検証し、情報共有すること。